

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令 読替表

〔本則関係〕

○地共済令第十七条の三の規定による地共済法第十二条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第二項、第八十五条第一項及び第四百四十四条の二十五の読替え	1
○地共済令第十七条の三の規定による地共済令第十六条の二の読替え	7
○地共済令第二十条の規定による第十条、第十一条、第十二条から第十四条まで、第十五条、第十六条及び第十六条の二並びに第十六条の三の読替え	14
○地共済令第二十一条の三の規定による第十六条第一項から第三項まで及び第五項及び第十六条の二並びに第十六条の三の読替え	33
○地共済令第二十四条第二項の規定による同条第一項の読替え	46
○地共済令第二十五条の五の規定による地共済法第七十七条第一項及び第九十三条第一項第一号の読替え	49
○地共済令第二十五条の十の規定による地共済法第八十九条から第九十一条まで及び第九十三条の読替え	52
○地共済令第二十五条の十二第一項の規定による地共済法第八十条第一項第二号の読替え	57
○地共済令第二十五条の十二第二項の規定による地共済法第八十条第一項第二号の読替え	59
○地共済令第二十六条第五項の規定による第二十六条の第一項及び第三項の読替え	61
○地共済令第三十条の六第四項の規定による第三十条の六第一項から第三項までの読替え	63
○地共済令第四十七条の規定による地共済法第一百三十一条第一項及び第二項の読替え	66
○地共済令第五十条の規定による地共済法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の読替え	73
○地共済令第五十一条の規定による地共済法第一百七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の読替え	95
○地共済令第五十三条の規定による第一条、第十六条第一項、第二十七条第一項及び第四項の読替え	100
○地共済令附則第三十条の二の七の規定による地共済法第一百三十一条第一項及び第二項の読替え	132
○地共済令附則第三十条の二の十一の規定による地共済法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の読替え	139
○地共済令附則第三十条の二の十三の規定による地共済法第一百七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の読替え	162

○地共済令附則第三十条の三の規定による地共済法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、

第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項第二号の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○地共済令附則第三十条の四の規定による地共済法附則第二十条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○地共済令附則第五十二条の六の規定による第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の読替え・・・・・・・・

○地共済令附則第五十二条の七の規定による第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の読替え・・・・・・・・

〔その他〕

○地共済法第四百二十二条第二項の規定による第二条第一項第五号及び第六号の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・

○地共済法第四百二十四条の三第二項の規定による第二条第一項第五号及び第六号の読替え・・・・・・・・

第十條關係

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 読替表

【政令】

（改正前）

- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条第一項の規定による地共済法第四百一条の二の読替え・・ 205
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 207
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表・・ 214
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条の二第一項の規定による地共済法第四百一条の四の読替え・・ 217
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 219
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表・・ 226
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第七条第一項の規定による地共済法第百四十四条の三の読替え・・ 229
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第七条第一項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項、第百十四条第三項及び第百十五条第二項の読替え 四段表・・・・・・・・・・・・ 233
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第十条第二項の規定による地共済法第百四十二条第二項の読替え・・ 239
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第十条第二項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項から第四項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表・・・・・・・・・・・・ 242
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 第十一条第四項の規定

による地共済法第四十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第一百十三条第二項から第四項まで及び第一百十六号第一項の読替え 四段表・・・・・・・・・・・・ 251

（改正後）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第四条第一項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号並びに第一百十六号第一項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第四条第一項の規定による地共済令第六十八条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第四百一条の二の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 264
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第一百十三条、第一百十五号、第一百十六号、第一百三十八号及び第一百四十四号の三十一の読替え 三段表・・・・・・・・・・・・ 266
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第一百十三条第二項の読替え 四段表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 270
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第六十八条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第二項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第二項の規定による地共済法第四百一条の四の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 276
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第二項の規定による地共済法第一百十三号、第一百十五号、第一百十六号、第一百三十八号及び第一百四十四号の三十一の読替え 三段表・・・・・・・・・・・・ 278
○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第二項の規

定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表 282

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第六十八条第二項の読替え 284

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による地共済法第百四十四条の三第二項の読替え 286

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項及び第百十五条第二項の読替え 四段表 289

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第百四十二条第二項の読替え 294

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項から第五項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表 298

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第百四十二条第二項の読替え 308

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項から第五項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表 312

【法律】

（改正前）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第八条の読替表 322

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十五条の読替表 325

○一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法第百四十一条の二の規定による読替え 335

（改正後）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第八条の読替表 362

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十五条の読替表 365

○一元化法による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十一条の二の規定による読替え 367

第十一条関係

国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 読替表

（改正前）

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 第二条第四項による
地方公務員等共済組合法第百四十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 374
- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 第二条第四項による
地方公務員等共済組合法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 378

（改正後）

- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 第二条第四項による
地方公務員等共済組合法第百四十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 385
- 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 第二条第四項による
地方公務員等共済組合法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389

第十二条関係

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号） 読替表

（改正前）

- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号） 第四条第四項
による地共済法第百四十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 399
- 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号） 第四条第四項
による地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 402

（改正後）

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第四項
による地共済法第四百二十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 407

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第四項
による地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 411

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第六項
による地共済令第四十二条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421

第十三条関係

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号） 読替表

（改正前）

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による
地共済法第四百二十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 422

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による
地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 425

（改正後）

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による
地共済法第四百二十二条第二項の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 431

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による
地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 435

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第六項による
地共済令第四十二条の読替え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 445

附則第二項関係

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号） 読替表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 446

○地共済令第十七条の三の規定による地共済法第十二条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第二項、第八十五条第一項及び第四百四十四条の二十五の読替え

(網掛け部分は改正部分、傍線部分は読替部分)

改正後	読替後	読替前	改正前	読替前
<p>(役員職務) 第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務(第二十七条第二項に規定する構成組合(以下この項において「構成組合」という。))にあつては、同条第四項の規定により当該構成組合が行うこととされた業務を含む。以下この条において同じ。)を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者</p>	<p>(役員職務) 第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。</p>	<p>(役員職務) 第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、第二十七条第四項の規定によりこれらの組合が行うこととされた業務を含む。以下この条において同じ。)を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務</p>	<p>(役員職務) 第十二条 理事長は、組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、地方職員共済組合等にあつては理事のうちから、都職員共済組合等、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては次条第六項各号に掲げる組合会の議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行なう。</p>	

がその職務を代理し、又はその職務を行なう。

2・3 (略)

(役員職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務(第二十七条第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。次項及び第三項において同じ。)を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2・4 (略)

を行なう。

2・3 (略)

(役員職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務(第二十七条第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。以下この条において同じ。)を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2・4 (略)

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。
- 3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して市町村連合会の業務を執行する。
- 3 監事は、市町村連合会の業務を監査する。
- 4 市町村連合会と理事長若しくは

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を執行する。
- 3 監事は、組合の業務を監査する。

(役員職務)

第三十四条 理事長は、市町村連合会を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指定する理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して市町村連合会の業務を執行する。
- 3 監事は、市町村連合会の業務を監査する。
- 4 市町村連合会と理事長若しくは

(給付の決定及び裁定)
第四十二条 (略)

は職務代理人(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者)をいう。以下この項において同じ。)又は理事長若しくは市町村長である職務代理人がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理人は、代表権を有しない。この場合においては、監事が市町村連合会を代表する。

(給付の決定及び裁定)

第四十二条 短期給付及び退職等年金給付を受ける権利はその権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて組合(退職等年金給付で指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係るものにあつては、市町村連合会。次項、第四十九条第一項、第五十条、この章第三節、第百九条、第百四十四条の二十五及び第百四十四条の二十五の二において同じ。)が決定し、厚

は職務代理人(第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者)をいう。以下この項において同じ。)又は理事長若しくは市町村長である職務代理人がその長である市町村との利益が相反する事項については、理事長又は職務代理人は、代表権を有しない。この場合においては、監事が市町村連合会を代表する。

生年金保険給付を受ける権利は
厚生年金保険法第三十三条の規
定によりその権利を有する者の
請求に基づいて組合（指定都市
職員共済組合、市町村職員共済
組合又は都市職員共済組合にあ
つては、市町村連合会）が裁定
する。

2 組合は、短期給付又は退職等
年金給付の原因である事故が公
務又は通勤（地方公務員災害補
償法（昭和四十二年法律第二百
十一号）第二条第二項に規定す
る通勤をいう。以下この項にお
いて同じ。）により生じたもの
であるかどうかを認定するに当
たつては、公務上の災害又は通
勤による災害に対する補償の実
施機関の意見を聴かなければな
らない。

2 構成組合（第二十七条第二項
に規定する構成組合をいう。第
八十五条第一項及び第四百四十
条の二十五において同じ。）は
、短期給付又は退職等年金給付
の原因である事故が公務又は通
勤（地方公務員災害補償法（昭
和四十二年法律第二百十一号）
第二条第二項に規定する通勤を
いう。以下この項において同じ
。）により生じたものであるか
どうかを認定するに当たつては
、公務上の災害又は通勤による
災害に対する補償の実施機関の
意見を聴かなければならない。

（年金受給者の書類の提出等）

第八十五条 構成組合は、退職等

（年金受給者の書類の提出等）

第八十五条 組合は、退職等年金

年金給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 (略)

(戸籍書類の無料証明)
第四百四十四条の二十五 市町村長
(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、市町村連合会若しくは構成組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

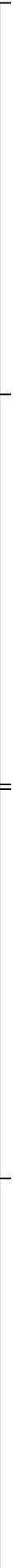
給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に対して、身分関係の移動、支給の停止及び障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなく、これに應じない者があるときは、その者に対しては、これに應ずるまでの間、退職等年金給付の支払を差し止めることができる。

(戸籍書類の無料証明)
第四百四十四条の二十五 市町村長
(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(戸籍書類の無料証明)
第四百四十四条の二十五 市町村長
(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合若しくは市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(戸籍書類の無料証明)
第四百四十四条の二十五 市町村長
(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあつては、区長とする。)は、組合又は受給権者に対して、当該市町村又は特別区の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又は受給権者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。



○地共済令第十七条の三の規定による地共済令第十六条の二の読替え

(網掛け部分は改正部分、傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金の管理及び運用)</p> <p>第十六条の二 構成組合(法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。)は、厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金の運用を、次に掲げる方法(組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。)により行わなければならない。</p> <p>一〜十 (略)</p>	<p>(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)</p> <p>第十六条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十</p>		

五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣の定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第

八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融

商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する

規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得し

た有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫

、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）

）同法第二十条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させること

ができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買契約に係るものを除く。）

七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバ

イブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険

2 (略)

3 構成組合は、厚生年金保険給付に係る業務上の余剰金及び退職等年金給付に係る業務上の余剰金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、構成組合の厚生年金保険給付に係る業務上の余剰金及び退職等年金給付に係る業務上の余剰金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

○地共済令第二十条の規定による第十条、第十一条、第十二条から第十四条まで、第十五条、第十六条及び第十六条の二並びに第十六条の三の読替え（網掛け部分は改正部分、傍線部分は読替部分、点線部分は当然準用部分）

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(招集及び会期) 第十条 (略)</p> <p>(定足数) 第十一条 市町村連合会の総会は、議員が、議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても召集に応じた議員がなお議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員が議員の定数</p>	<p>(招集及び会期) 第十条 (略)</p> <p>(定足数) 第十一条 組合会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員が、それぞれの議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき</p>	<p>(招集及び会期) 第十条 理事長は、市町村連合会の総会を招集しようとするときは、会議に付議すべき事件を示して、急施を要する場合を除き、開会の日前五日までに、その旨を公告しなければならない。 2 市町村連合会の総会の会期は、議長が定める。</p> <p>(定足数) 第十一条 市町村連合会の総会は、議員が、議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき再度招集しても召集に応じた議員がなお議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員が議員の定数</p>	<p>(招集及び会期) 第十条 理事長は、組合会を招集しようとするときは、会議に付議すべき事件を示して、急施を要する場合を除き、開会の日前五日までに、その旨を公告しなければならない。 2 組合会の会期は、議長が定める。</p> <p>(定足数) 第十一条 組合会は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員が、それぞれの議員の定数の半数以上出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一の事件につき</p>

の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(表決)
第十二条 (略)

再度招集しても招集に応じた議員がなおそれぞれの議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員がそれぞれの議員の定数の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

- 一 都職員共済組合及び指定都市職員共済組合の組合会 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員
- 二 市町村職員共済組合の組合会 市町村長が選挙した組合の議員
- 三 都市職員共済組合の組合会 市長が任命した組合会の議員

(表決)
第十二条 (略)

の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

一〇三 (略)

(表決)
第十二条 市町村連合会の総会の議事は、次項に規定する場合を

再度招集しても招集に応じた議員がなおそれぞれの議員の定数の半数に達しないとき、又は招集に応じた議員がそれぞれの議員の定数の半数に達しても出席議員が定足数を欠き議長において出席を催告してもなお定足数に達しないとき、若しくは出席の催告に応じて出席した議員が定足数に達してもその後定足数に達しなくなつたときは、この限りでない。

- 一 都職員共済組合及び指定都市職員共済組合の組合会 都知事又は指定都市の市長が任命した組合会の議員
- 二 市町村職員共済組合の組合会 市町村長が選挙した組合の議員
- 三 都市職員共済組合の組合会 市長が任命した組合会の議員

(表決)
第十二条 組合会の議事は、次項に規定する場合を除き、出席議

(代理)

第十三条 市町村連合会の総会の議員は、病気その他やむを得ない理由により市町村連合会の総会の会議に出席することができないときは、定款で定めるところにより、他の議員(当該出席することができない議員が法第二十七条第二項に規定する構成組合(以下この節において「構成組合」という。)の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者)を代理人として議決

(代理)

第十三条 組合会の議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会の会議に出席することができないときは、定款で定めるところにより、他の議員を代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び次条第一項の規定の適用については、当該議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

(代理)

除き、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有する。

2 定款の変更(第八条各号に掲げる事項に係るものを除く。)の議事は、市町村連合会の総会の議員の定数の三分の二以上の多数で決する。

第十三条 市町村連合会の総会の議員は、病気その他やむを得ない理由により市町村連合会の総会の会議に出席することができないときは、定款で定めるところにより、他の議員(当該出席することができない議員が指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者)を代理人として議決権又は選挙権を行な

(代理)

員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有する。

2 定款の変更(第八条各号に掲げる事項に係るものを除く。)の議事は、組合会の議員の定数の三分の二以上の多数で決する。

第十三条 組合会の議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会の会議に出席することができないときは、定款で定めるところにより、他の議員を代理人として議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び次条第一項の規定の適用については、当該議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

権又は選挙権を行なうことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び次条第一項の規定の適用については、当該議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

(会議録)

第十四条 (略)

2 (略)

3 理事長は、会議録を市町村連合会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 (略)

うことができる。この場合において、代理人が招集に応じ、又は会議に出席したときは、前二条及び次条第一項の規定の適用については、当該議員は、招集に応じ、又は会議に出席したものとみなす。

(会議録)

第十四条 (略)

2 会議録には、議長及び市町村連合会の総会において定めた二人以上の組合会の議員が署名しなければならない。

3 理事長は、会議録を市町村連合会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 (略)

第十四条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席議員の氏名を記載しなければならない。

(会議録)

2 会議録には、議長及び組合会において定めた二人以上の組合会の議員が署名しなければならない。

3 理事長は、会議録を組合会の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 組合員は、理事長に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、理事長は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て)

第十五条 市町村連合会は、毎事業年度、市町村連合会の厚生年金保険給付(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十四条の五第一項に規定する拠出金(第二十一条の二第一項及び第三十条の五において「厚生年金拠出金」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))を含む。以下同じ。
()に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金として積み立てるものとする。

2 市町村連合会は、毎事業年度

(厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て)

第十五条 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)は、毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十四条の五第一項に規定する拠出金(第二十一条の二第一項及び第三十条の五において「厚生年金拠出金」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))を含む。以下同じ。
()に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付組合積立金として積み立てるものとする。

2 組合は、毎事業年度、当該組

(市町村連合会の長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第十五条 市町村連合会は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度の末日において、当該市町村連合会の当該事業年度における長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担を含む。以下この条及び第二十一条の二において同じ。()に係る業務上の余裕金を、市町村連合会の長期給付に充てるべき積立金として積み立てなければならない。

(新設)

(長期給付に充てるべき積立金の積立て)

第十五条 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度の末日において、当該組合の当該事業年度における長期給付(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十四条の二第一項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。))の負担を含む。以下この条及び第二十一条の二において同じ。()に係る業務上の余裕金を、長期給付に充てるべき積立金として積み立てなければならない。

(新設)

、市町村連合会の厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金を取り崩すものとする。

3 市町村連合会は、毎事業年度、市町村連合会の退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を市町村連合会の退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。

4 市町村連合会は、毎事業年度、市町村連合会の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の市町村連合会の退職等年金給付組合積立金を取り崩すものとする。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合

合の厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付組合積立金を取り崩すものとする。

3 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。

4 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付組合積立金を取り崩すものとする。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合

(新設)

(新設)

(資金の運用)

(新設)

(新設)

(資金の運用)

積立金等資金以外の資金の運用

第十六条 市町村連合会は、市町村連合会の業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 (略)
- 二 構成組合の借入れに対する資金の貸付け

三〇五 (略)

積立金等資金以外の資金の運用

第十六条 組合は、業務上の余裕金（厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金（以下「厚生年金保険給付積立金等資金」という。）及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金（以下「退職等年金給付積立金等資金」という。）を除く。以下この条において同じ。）の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金又は貯金
- 二 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

- 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。次

第十六条 市町村連合会の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

- 一 (略)
- 二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の借入れに対する貸付け

三〇五 (略)

第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

- 一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金
- 二 地方公共団体の一時借入れに対する貸付け

- 三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）

条第一項第三号において同じ。
。）又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）の取得

五 不動産の取得、譲渡又は貸付け

六 構成組合の組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。次条第一項第四号において同じ。）の保険料の払込み

七 市町村連合会の経理単位（総務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第

六 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。次条第一項第四号において同じ。）の保険料の払込み

七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一

又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他確実と認められる有価証券の取得

五 不動産の取得

六 組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

六 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
（新設）

（新設）

十一号において同じ。) に対する資金の貸付け

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により市町村連合会に帰属することとなる信託財産(金銭を除く。)は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 市町村連合会は、その市町村連合会の業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託(運用方法を特定するものに限る。)、同項第四号に規定する有価証券(国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み(主務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

(削除)

号において同じ。) に対する資金の貸付け

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により組合に帰属することとなる信託財産(金銭を除く。)は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。)は、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託(運用方法を特定するものに限る。)、同項第四号に規定する有価証券(国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み(主務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

(削除)

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により市町村連合会に帰属することとなる信託財産(金銭を除く。)は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 市町村連合会は、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託(運用方法を特定するものに限る。)、同項第四号に規定する有価証券(国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み(主務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 市町村連合会は、業務上の余

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により組合に帰属することとなる信託財産(金銭を除く。)は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 組合(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。)は、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託(運用方法を特定するものに限る。)、同項第四号に規定する有価証券(国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み(主務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 組合は、業務上の余剰金の運

(削除)

4 (略)

(削除)

4 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の

余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる

裕金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

6 (略)

5 市町村連合会は、前項の規定

による承認を受けた基本方針を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

用に関する基本方針を作成し、当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

6

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の

余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（総務

5 前各項に定めるもののほか、市町村連合会の業務上の余剰金の運用に、必要な事項、主務省令で定める。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)
第十六条の二 市町村連合会は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げ

保険料の払込み(総務大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余剰金を同項第四号に規定する有価証券(国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、組合の業務上の余剰金の運用に、必要な事項は、主務省令で定める。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)
第十六条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)

7 前各項に定めるもののほか、法第三十八条第一項において準用する法第二十五条の規定による市町村連合会の業務上の余剰金の運用については、主務大臣が定める。

(新設)

大臣が定める保険料の払込みに限る。)に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余剰金を同項第四号に規定する有価証券(国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。)の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、法第二十五条の規定による組合の業務上の余剰金の運用については、主務大臣が定める。

(新設)

る方法により行わなければならない。
ない。

一・二 (略)

は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びにこれらの有価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ (略)

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。）であつて市町村連合会が同号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 構成組合の組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 九 (略)

取扱いを参酌して主務大臣の定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号口に規定する契約をいう。）であつて組合が同号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得し

た有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。））、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第

十六項に規定する金融商品
取引所（次号において「金
融商品取引所」という。）

の定める基準及び方法に従
い、当事者の一方の意思表
示により当事者間において
債券（標準物を含む。）の
売買契約を成立させること
ができる権利

ロ 債券の売買契約において
、当事者の一方が受渡日を
指定できる権利であつて、
一定の期間内に当該権利が
行使されない場合には、当
該売買契約が解除されるも
の（外国で行われる取引に
係る売買契約に係るものを
除く。）

七 先物外国為替（外国通貨を
もつて表示される支払手段で
あつて、その売買契約に基づ
く債権の発生、変更又は消滅
に係る取引を当該売買契約の
契約日後の一定の時期に一定
の外国為替相場により実行す

る取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買

八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け

十 構成組合の借入れに対する資金の貸付け

十一 市町村連合会の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 (略)

3 市町村連合会は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の

十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2

前項第一号に掲げる有価証券（国債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合には、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等を合同して管理及び運用を行う資金ことのできる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び

管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 市町村連合会は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び市町村連合会と締結した契約その他の規程を遵守し、市町村連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一～三 (略)

運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号に規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び
前条第一項第四号に掲げる生
命保険の保険料の払込みの契
約

○地共済令第二十一条の三の規定による第十六条第一項から第三項まで及び第五項及び第十六条の二並びに第十六条の三の読替え

(網掛け部分は改正部分、傍線部分は読替部分、点線部分は当然準用部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金以外の資金の運用)</p> <p>第十六条 地方公務員共済組合連合会は、業務上の余裕金(厚生年金保険給付調整積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金(以下「厚生年金保険給付調整積立金等資金」という。))及び退職等年金給付調整積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金(以下「退職等年金給付調整積立金等資金」という。))を除く。以下この条において同じ。)の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 銀行その他主務省令で定め</p>	<p>(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用)</p> <p>第十六条 組合は、業務上の余裕金(厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金(以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。))及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金(以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。))を除く。以下この条において同じ。)の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 銀行その他主務省令で定め</p>	<p>(資金の運用)</p> <p>第十六条 地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p>	<p>(資金の運用)</p> <p>第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。</p> <p>一 銀行その他主務省令で定め</p>

六 全ての組合の組合員を被保険

る金融機関への預金又は貯金
二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れに
対する資金の貸付け
三 五（略）

る金融機関への預金又は貯金
二 地方公共団体の一時借入れ
に対する資金の貸付け

三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第二十七条の三第一項第三号において同じ。）又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）の取得
五 不動産の取得、譲渡又は貸付け

六 組合員を被保険者とする生

二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れに
対する貸付け
三 五（略）

る金融機関への預金
二 地方公共団体の一時借入れ
に対する貸付け
三 信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託

四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券の取得

五 不動産の取得

六 組合員を被保険者とする生

六 全ての組合の組合員を被保

者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。次条第四項において同じ。）の保険料の払込み

七 地方公務員共済組合連合会の経理単位（総務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により地方公務員共済組合連合会に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く

命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。次条第四項において同じ。）の保険料の払込み

七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により組合に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債

険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

（新設）

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により地方公務員共済組合連合会に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 地方公務員共済組合連合会は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取

命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み

（新設）

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により組合に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律に

。の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

（削除）

券及び貸付信託の受益証券を除く。の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

（削除）

得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 地方公務員共済組合連合会は

、業務上の余裕金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

5 地方公務員共済組合連合会は

より法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 組合は、業務上の余裕金の運用に関する基本方針を作成し、

当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

5 組合は、前項の規定による承

（削除）

（削除）

4
(略)

5 前各項に定めるもののほか、
地方公務員共済組合連合会の業
務上の余剰金の運用に關し必要

4 市町村職員共済組合又は都市
職員共済組合が、その業務上の
余剰金を第一項第三号に掲げる
信託（運用方法を特定するもの
に限る。）、同項第五号に掲げ
る不動産の取得、譲渡若しくは
貸付け又は同項第六号に掲げる
保険料の払込み（総務大臣が定
める保険料の払込みに限る。）
に運用しようとする場合にはあ
らかじめ総務大臣の承認を、そ
の業務上の余剰金を同項第四号
に規定する有価証券（国債、地
方債、特別の法律により法人の
発行する債券及び貸付信託の受
益証券を除く。）の取得に運用
しようとする場合にはあらかじ
め都道府県知事の承認を受けな
ければならない。

5 前各項に定めるもののほか、
組合の業務上の余剰金の運用に
關し必要な事項は、主務省令で

6
(略)

、前項の規定による承認を受け
た基本方針を変更しようとする
ときは、主務大臣の承認を受け
なければならぬ。

7 前各項に定めるもののほか、
法第三十八条の九第一項におい
て準用する法第二十五条の規定

6 市町村職員共済組合又は都市
職員共済組合が、その業務上の
余剰金を第一項第三号に掲げる
信託（運用方法を特定するもの
に限る。）、同項第五号に掲げ
る不動産の取得又は同項第六号
に掲げる保険料の払込み（総務
大臣が定める保険料の払込みに
限る。）に運用しようとする場
合にはあらかじめ総務大臣の承
認を、その業務上の余剰金を同
項第四号に規定する有価証券（
国債、地方債、特別の法律によ
り法人の発行する債券及び貸付
信託の受益証券を除く。）の取
得に運用しようとする場合には
あらかじめ都道府県知事の承認
を受けなければならぬ。

7 前各項に定めるもののほか、
法第二十五条の規定による組合
の業務上の余剰金の運用につい

な事項は、主務省令で定める。

(厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金の管理及び運用)
第十六条の二 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一・二(略)

定める。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)
第十六条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)並びにこれらの有

による地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の運用については、主務大臣が定める。

ては、主務大臣が定める。

価証券に係る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣の定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ（略）

ロ 金融商品取引業者（金融

商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融

商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規

定する契約をいう。)であ
つて地方公務員共済組合連
合会が同号口に規定する投
資判断の全部を一任するこ
とを内容とするものの締結

四 全ての組合の組合員(長期
給付に関する規定の適用を受
けるものに限る。)を被保険
者とする生命保険の保険料の
払込み

五〇九 (略)

定する契約をいう。)であ
つて組合が同号口に規定す
る投資判断の全部を一任す
ることを内容とするものの
締結

四 組合員(長期給付に関する
規定の適用を受けるものに限
る。)を被保険者とする生命
保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得し
た有価証券(金融商品取引法
第二条第一項第一号から第五
号までに掲げる有価証券及び
同項第十七号に掲げる有価証
券(同項第六号から第九号ま
で、第十四号及び第十六号に
掲げる有価証券の性質を有す
るものを除く。)に限る。)の
株式会社商工組合中央金庫
、株式会社日本政策投資銀行
、農林中央金庫、全国を地区
とする信用金庫連合会、金融
商品取引業者(同法第二十八
条第一項に規定する第一種金
融商品取引業を行う者(同法

第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。

）同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当

該売買契約が解除されるもの
の（外国で行われる取引に
係る売買契約に係るものを
除く。）

七

先物外国為替（外国通貨を
もつて表示される支払手段で
あつて、その売買契約に基づ
く債権の発生、変更又は消滅
に係る取引を当該売買契約の
契約日後の一定の時期に一定
の外国為替相場により実行す
る取引（金融商品取引所の開
設する市場において行われる
取引又はこれに類する取引で
あつて、同条第二十一項に規
定する市場デリバティブ取引
（同項第一号に掲げる取引に
係るものに限る。）及び同条
第二十三項に規定する外国市
場デリバティブ取引（同号に
掲げる取引に類似するもの
に限る。）に該当するもの（次
号において「市場デリバティ
ブ取引」という。）を除く。
）の対象となるものをいう。
）の売買

八 通貨オプション（当事者の

一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与

九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け
十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に係るものを除く。）

十 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れに対する資金の貸付け

十一 地方公務員共済組合連合会の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金の管理及び運用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)
第十六条の三 地方公務員共済組合連合会は、前二条の業務上の余剰金の運用に關して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者

2 前項第一号に掲げる有価証券

(国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。)を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

(資金の運用に関する契約)
第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余剰金の運用に關して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に關

であつてその職務に關して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び地方公務員共済組合連合会と締結した契約その他の規程を遵守し、地方公務員共済組合連合会のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一〇三 (略)

して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

- 一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約
- 二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約
- 三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

○地共済令第二十四条第二項の規定による同条第一項の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
<p>読替後</p> <p>(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)</p> <p>第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額(当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額)を控除した額以下である場合に</p>	<p>読替前</p> <p>(傷病手当金等と報酬との調整に係る基準額)</p> <p>第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける報酬の額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額</p>	<p>改正前</p> <p>(傷病手当金等と給料との調整に係る基準額)</p> <p>第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た金額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の</p>	<p>読替前</p> <p>(傷病手当金等と給料との調整に係る基準額)</p> <p>第二十四条 法第七十一条に規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額とする。</p> <p>一 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額が当該給付を受ける者の受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た金額(休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額)以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児</p>

は、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該報酬の額を超えるときは、当該報酬の額）を控除した額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける報酬の額

規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該乗じて得た金額を超えるときは、当該乗じて得た金額）を控除した額以下である場合には、当該傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た金額から法第六十八条第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合に支給される傷病手当金の額と同条第四項ただし書又は第五項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額との差額（当該差額が当該乗じて得た金額を超えるときは、当該乗じて得た金額）を控除した額

休業手当金又は介護休業手当金の額

二 前号の場合以外の場合には、その者が支給を受ける給料の全部又は一部の金額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た金額（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）

2
(略)

2 傷病手当金の額が法第六十八
条第四項ただし書又は第五項た
だし書の規定の適用を受けるも
のである場合における当該傷病
手当金については、前項中「報
酬の額」とあるのは、「報酬の
額から法第六十八条第四項又は
第五項の規定の適用がないもの
とした場合に支給される傷病手
当金の額と同条第四項ただし書
又は第五項ただし書の規定によ
り支給される傷病手当金の額と
の差額（当該差額が当該報酬の
額を超えるときは、当該報酬の
額）を控除した額」として、同
項の規定を適用する。

2
(略)

2 傷病手当金の額が法第六十八
条第四項ただし書又は第五項た
だし書の規定の適用を受けるも
のである場合における当該傷病
手当金については、前項中「（
休業手当金の給付を受ける者に
あつては、給料の全部又は一部
の金額）」とあるのは、「から
法第六十八条第四項又は第五項
の規定の適用がないものとした
場合に支給される傷病手当金の
額と同条第四項ただし書又は第
五項ただし書の規定により支給
される傷病手当金の額との差額
（当該差額が当該乗じて得た金
額を超えるときは、当該乗じて
得た金額）を控除した額」とし
て、同項の規定を適用する。

読 替 後	読 替 前
<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間(第八十八条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。第九十条第二項及び第九十三条第一項第一号において同じ。)の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2(5) (略)</p>	<p>(給付算定基礎額)</p> <p>第七十七条 退職等年金給付の給付事由が生じた日における当該退職等年金給付の額の算定の基礎となるべき額(以下「給付算定基礎額」という。)は、組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額と標準期末手当等の額に当該各月において適用される付与率を乗じて得た額に当該各月から当該給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に應ずる利子に相当する額を加えた額の総額とする。</p> <p>2 前項に規定する付与率は、退職等年金給付が組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。</p> <p>3 第一項に規定する利子は、掛金の払込みがあつた月から退職等年金給付の給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に应じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算する。</p> <p>4 各年の十月から翌年の九月までの期間の各月において適用される前項に規定する基準利率(以下「基準利率」という。)は、毎年九月三十日までに、国債の利回りを基礎として、退職等年金給付組合積立金</p>

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額

二・三 (略)

及び退職等年金給付調整積立金の運用の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

- 5 前各項に定めるもののほか、給付算定基礎額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

- 一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額（組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額）の二分の一に相当する金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

- 二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

- 三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところによる

り計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

○地共済令第二十五条の十の規定による地共済法第八十九条から第九十一条まで及び第九十三条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(終身退職年金の額) 第八十九条 (略)</p>	<p>(終身退職年金の額) 第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。</p>
<p>2 終身退職年金の第九十四条第一項の申出をした日(以下「繰下げ申出日」という。)からその年の九月三十日(終身退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p>	<p>2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p>
<p>3 終身退職年金の繰下げ申出日の属する年(終身退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。</p>	<p>3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。</p>
<p>4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の繰下げ申出日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては、終身退職年金の繰下げ申出日の属する</p>	<p>4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては、終身退職年金の給付事由</p>

年の前年の三月三十一日（終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の繰下げ申出日の属する年（終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5・6 (略)

(有期退職年金の額)

第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の繰下げ申出日からその年の九月三十日（有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金算定基礎額は

が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第九十八条第一項及び第四百条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金の額)

第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額（以下「有期退職年金算定基礎額」という。）を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間における有期退職年金

、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 有期退職年金の繰下げ申出日の属する年（有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の繰下げ申出日からその年の九月三十日（有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該繰下げ申出日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5・6 (略)

算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額（組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額）とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数（次項において「支給残月数」という。）は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日（有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては二百四十月（第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。）とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率（第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において「有期年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定め

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の第九十四条第一項の申出と同時に進行しなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に繰下げ申出日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。

この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 (略)

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 (略)

る。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時に進行しなければならぬ。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額(組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額)の二分の一に相当する金額(当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づ

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の繰下げ申出日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三（略）

2（略）

き支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

読 替 後	読 替 前
<p>(併給の調整)</p> <p>第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p> <p>一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>二 公務障害年金 退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。</p> <p>三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>2(5) (略)</p>	<p>(併給の調整)</p> <p>第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p> <p>一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。</p> <p>三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。</p> <p>3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。</p> <p>4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。)があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については</p>

、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わ
ない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申
請があつたとき(次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く
。)は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる
。

読 替 後	読 替 前
<p>(併給の調整)</p> <p>第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p> <p>一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>二 公務障害年金 退職年金、公務遺族年金又は国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けることができるとき。</p> <p>三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>2(5) (略)</p>	<p>(併給の調整)</p> <p>第八十条 次の各号に掲げる退職等年金給付(第九十一条第三項前段、第九十二条第二項前段若しくは第三項又は第九十三条第一項に規定する一時金を除く。以下この条において同じ。)の受給権者が当該各号に定める場合に該当するときは、その該当する間、当該退職等年金給付は、その支給を停止する。</p> <p>一 退職年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>二 公務障害年金 退職年金又は公務遺族年金を受けることができるとき。</p> <p>三 公務遺族年金 公務障害年金を受けることができるとき。</p> <p>2 前項の規定によりその支給を停止するものとされた退職等年金給付の受給権者は、同項の規定にかかわらず、その支給の停止の解除を申請することができる。</p> <p>3 現にその支給が行われている退職等年金給付が第一項の規定によりその支給を停止するものとされた場合において、その支給を停止すべき事由が生じた日の属する月に当該退職等年金給付に係る前項の申請がなされないときは、その支給を停止すべき事由が生じたときにおいて、当該退職等年金給付に係る同項の申請があつたものとみなす。</p> <p>4 第二項の申請(前項の規定により第二項の申請があつたものとみなされた場合における当該申請を含む。以下この項及び次項において同じ。)があつた場合には、当該申請に係る退職等年金給付については</p>

、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による支給の停止は行わ
ない。ただし、その者に係る他の退職等年金給付について、第二項の申
請があつたとき(次項の規定により当該申請が撤回された場合を除く
。)は、この限りでない。

5 第二項の申請は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる
。

読 替 後	読 替 前
<p>(掛金等を納付しない場合の給付の制限)</p> <p>第二十六条 組合が第三十条第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、同条第一項に定める日までに払込みが行われなかつた掛金等(法第百十四条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)(以下この条において「未納掛金等」という。)の金額が、当該未納掛金等について法第百十五条第一項の規定による控除(第一号において「控除」という。)(が行われなかつた月の翌月の末日(当該通知に係る第三十条第二項に規定する組合の指定した日が当該末日後である場合には、当該指定した日。以下この項及び第三項において「納付期限」という。)(までに完納されるときは、納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、当該組合又は市町村連合会は、その額(法第四十八条又は第百十一条の規定の適用後の額をいう。)(から総務省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金等を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金等について年十四・六パーセントの割合で計算した金額(以下この条において「給付制限額」という。)(に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(掛金等を納付しない場合の給付の制限)</p> <p>第二十六条 組合が第三十条第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、同条第一項に定める日までに払込みが行われなかつた掛金等(法第百十四条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)(以下この条において「未納掛金等」という。)の金額が、当該未納掛金等について法第百十五条第一項の規定による控除(第一号において「控除」という。)(が行われなかつた月の翌月の末日(当該通知に係る第三十条第二項に規定する組合の指定した日が当該末日後である場合には、当該指定した日。以下「納付期限」という。)(までに完納されるときは、納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、当該組合は、その額(法第四十八条又は第百十一条の規定の適用後の額をいう。)(から総務省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金等を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金等について年十四・六パーセントの割合で計算した金額(以下この条において「給付制限額」という。)(に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>一 未納掛金等について控除が行われなかつた月分のその者の掛金等の額が千円未満であるとき。</p> <p>二 その者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその者の住所</p>

2 (略)

3 第一項本文の規定により支給しない金額がある場合において、その時まで組合又は市町村連合会が納付期限後に支給すべきその者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、当該金額に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4・5 (略)

及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて当該通知をしたとき。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

2 前項本文の場合において、未納掛金等の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る給付制限額の計算の基礎となる未納掛金等は、その納付のあつた金額を控除した金額とする。

3 第一項本文の規定により支給しない金額がある場合において、その時まで組合が納付期限後に支給すべきその者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、当該金額に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金等に百円未満の端数があるとき、又は給付制限額に一円未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合は」とあるのは「組合又は市町村連合会は」と、第三項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会」と読み替えるものとする。

○地共済令第三十条の六第四項の規定による第三十条の六第一項から第三項までの読替え

(網掛け部分は改正部分、傍線部分は読替部分)

改正後		改正前	
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)</p> <p>第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、当該事業年度における法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金(以下この条において「財政調整拠出金」という。)の見込額として法第百十六条の三第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の例により算定した額(次項において「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」という。)を、総務省令で定めるところにより、国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条において</p>	<p>(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)</p> <p>第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度、当該事業年度における法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金(以下この条において「財政調整拠出金」という。)の見込額として法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)の規定の例により算定した額(次項において「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。)を、総務省令で定めるところにより、国家公務員共済組合連合会(国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出)</p> <p>第三十条の六 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の見込額として法第百十六条の三第一項の規定の例により算定した額(次項において「地方の概算財政調整拠出金の額」という。)を、当該事業年度の三月三十一日までに国家公務員共済組合連合会(国の新法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。以下この条において同じ。)に拠出するものとする。</p>

同じ。)に拠出するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項(第四号に係る部分に限る)。

の規定により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額(以下この項及び次項において「国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」という。)がある場合にあつては、当該満たない額を国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余がある

に拠出するものとする。

2 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項(第四号を除く。)の規定

により算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合法施行令第二十八条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額(以下この項及び次項において「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」という。)がある場合にあつては、当該満たない額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるとき

2 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における地方の概算財政調整拠出金の額が法第百十六条の三第一項の規定により

算定した当該事業年度における地方公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額に満たないときは、その満たない額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国家公務員共済組合法施行令第十七条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会が地方公務員共済組合連合会に拠出することとなる額(以下この条において「国の概算財政調整拠出金の額」という。)がある場合にあつては、当該満たない額を国の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

ときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額が国家公務員共済組合法第百二条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

は、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に拠出するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、毎事業年度における国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額が国家公務員共済組合法第百二条の三第一項（第四号を除く。）の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

3 地方公務員共済組合連合会は、各事業年度における国の概算財政調整拠出金の額が国の新法第百二条の三第一項の規定により算定した当該事業年度における国家公務員共済組合連合会が拠出すべき財政調整拠出金の額を超えるときは、その超える額を翌々事業年度に国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。ただし、当該翌々事業年度において国の概算財政調整拠出金の額がある場合にあつては、当該超える額を国の概算財政調整拠出金の額に充当し、なお残余があるときは、その残余の額を国家公務員共済組合連合会に還付するものとする。

○地共済令第四十七条の規定による地共済法第百十三条第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後		改正前	
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する</p>

金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（以下この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員（任意継続組合員を含む。）のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要

金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職

費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員（この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員（任意継続組合員を含む。）のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年

費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基

する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任

員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金（第百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任

礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

「意継続掛金」という。）を含む。及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金（任意継続掛金を含む。）及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 （略）

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と

「意継続掛金」という。）を含む。及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金（任意継続掛金を含む。）及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 （略）

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並

、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府

びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者

県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百)

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百)

三 (略)

にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百)

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(任意継続組合員に係るものにあつては、任意継続掛金百分の百)

二・三 (略)

にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第三百三条第二項(同条第三項

3 3 6 (略)	<p>四 福祉事業に要する費用 掛 金百分の五十、地方公共団体 の負担金百分の五十(任意継 続組合員に係るものにあつて は、任意継続掛金百分の百)</p>
3 3 6 (略)	<p>四 福祉事業に要する費用 掛 金百分の五十、地方公共団体 の負担金百分の五十</p>
3 3 7 (略)	<p>四 福祉事業に要する費用 掛 金百分の五十、地方公共団体 の負担金百分の五十(任意継 続組合員に係るものにあつて は、任意継続掛金百分の百)</p>
3 3 7 (略)	<p>四 福祉事業に要する費用 掛 金百分の五十、地方公共団体 の負担金百分の五十 百 において準用する場合を含む 。)の規定によりその額が算 定される障害共済年金で第九 十条第一項の規定により併合 される障害のいづれかが公務 等傷病によるものであるもの を含む。) 又は公務等による 遺族共済年金に要する費用 地方公共団体の負担金百分の</p>

○地共済令第五十条の規定による地共済法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の読替え

(傍線部分は読替部分)

	読替後	改正後	読替前
(削除)			
	読替後	改正前	読替前
<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が任意継続組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日)の属する月の任意継続掛金の標準となつた額(地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額をいう。)に相当するものとし、その二十二分</p>	<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が任意継続組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日)の属する月の任意継続掛金の標準となつた額(地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額をいう。)に相当するものとし、その二十二分</p>	<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十</p>	<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十</p>

(短期給付の給付額の算定の基
準となる標準報酬)

第五十四条の二 短期給付(前二

(短期給付の給付額の算定の基
準となる標準報酬)

第五十四条の二 短期給付(前二

の二に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて給料日額とする。

2 (略)

(新設)

円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基

準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率(別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

(新設)

条に規定する短期給付をいう。
以下同じ。)の給付額の算定の
基準となるべき第四十三条第一
項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。
)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員(以下第六十六条までにおいて「任意継続組合員」という。)の資格を喪失した後^に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷(任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。)について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察 (略)

条に規定する短期給付をいう。
以下同じ。)の給付額の算定の
基準となるべき第四十三条第一
項に規定する標準報酬の月額(以下「標準報酬の月額」という。
)又は同項に規定する標準報酬の日額(以下「標準報酬の日額」という。)は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日)の標準報酬の月額又は標準報酬の日額とする。

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷(任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。)について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察 (略)

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

(略)

-
- 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
- 二 次に掲げる療養であつて前
-

(略)

-
- 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 処置、手術その他の治療
 - 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
- 二 次に掲げる療養であつて前
-

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 (略)

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 (略)

- 項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）
- イ 食事の提供である療養
- ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
- 三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）
- 四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が公務によらない病気又は負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、そ

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する

の食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2
6 (略)

。 2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 (略)

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 (略)

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 特定長期入院組
合員が公務によらない病気又は
負傷(任意継続組合員となつた
後における病気及び負傷を含む
。)により、第五十七条第一項

二号又は第三号に掲げる医療機
関から食事療養を受けた場合は
、組合は、その組合員が当該医
療機関に支払うべき食事療養に
要した費用について入院時食事
療養費として組合員に支給すべ
き金額に相当する金額を、組合
員に代わり、当該医療機関に支
払うことができる。

5 前項の規定による支払があつ
たときは、組合員に対し入院時
食事療養費を支給したものとみ
なす。

6 第五十七条第一項各号に掲げ
る医療機関は、食事療養に要し
た費用について支払を受ける際
に、その支払をした組合員に対
し、領収証を交付しなければな
らない。

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 特定長期入院組
合員が公務によらない病気又は
負傷により、第五十七条第一項
各号に掲げる医療機関から第五
十六条第一項第五号に掲げる療

(保険外併用療養費)
第五十七条の五 (略)

(保険外併用療養費)
第五十七条の五 (略)

(保険外併用療養費)
第五十七条の五 組合員が公務に
よらない病気又は負傷(任意継

(保険外併用療養費)
第五十七条の五 組合員が公務に
よらない病気又は負傷により、

各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2・3 (略)

養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から同項に規定する生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

続組合員となつた後における病
気及び負傷を含む。)により、
第五十七条第一項各号に掲げる
医療機関又は薬局(以下「保険
医療機関等」という。)から評
価療養又は選定療養を受けたと
きは、その療養に要した費用に
ついて保険外併用療養費を支給
する。

2
4 (略)

第五十七条第一項各号に掲げる
医療機関又は薬局(以下「保険
医療機関等」という。)から評
価療養又は選定療養を受けたと
きは、その療養に要した費用に
ついて保険外併用療養費を支給
する。

2 保険外併用療養費の額は、第

一号に掲げる金額(当該療養に
食事療養が含まれるときは当該
金額及び第二号に掲げる金額の
合算額、当該療養に生活療養が
含まれるときは当該金額及び第
三号に掲げる金額の合算額)と
する。

一 当該療養(食事療養及び生
活療養を除く。)について健
康保険法第八十六条第二項第
一号に規定する厚生労働大臣
が定めるところによりされる
算定の例により算定した費用
の額(その額が現に当該療養
に要した費用の額を超えると
きは、当該現に療養に要した

費用の額)から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に

(訪問看護療養費)
第五十八条の二 (略)

(訪問看護療養費)
第五十八条の二 (略)

(訪問看護療養費)
第五十八条の二 組合員が公務に
よらない病気又は負傷(任意継
続組合員となつた後における病
気及び負傷を含む。)により、

- 要した費用の額を超えるとき
は、当該現に生活療養に要し
た費用の額)から生活療養標
準負担額を控除した金額
- 3 第五十七条の三第三項から第
六項までの規定は、保険外併用
療養費の支給について準用する
。
- 4 第五十七条第七項の規定は、
前項において準用する第五十七
条の三第四項の場合において第
二項の規定により算定した費用
の額(その額が現に療養に要し
た費用の額を超えるときは、当
該現に療養に要した費用の額)
から当該療養に要した費用につ
き保険外併用療養費として支給
される金額に相当する金額を控
除した金額の支払について準用
する。

(訪問看護療養費)
第五十八条の二 組合員が公務に
よらない病気又は負傷により、
健康保険法第八十八条第一項に
規定する指定訪問看護事業者(

健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 277 (略)

以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額とする。

3

組合員が指定訪問看護事業者

から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

6 指定訪問看護は、第五十六条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十七条第七項の規定は、第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が任意継続組合員の資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が任意継続組合員の資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護

支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定

による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者が任意継続組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費又は介護予防

養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受

による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者が任意継続組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費又は介護予防

養に相当する同法第八条第二十六項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受

サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
2
4 (略)

けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
2
4 (略)

サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2
2
4 (略)

けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2

組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅

介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3

前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

- 一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送

費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書及び第六十九条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用す

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 (略)

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内に出産した場合について準用する。ただし、任意継続組合員の資格喪失後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。
- 3 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。
- 3 被扶養者(前項本文の規定の

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 (略)

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内に出産した場合について準用する。ただし、任意継続組合員の資格喪失後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。
- 3 (略)

る同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。)又は移送費若しくは家族移送費(当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を受けることができる間は、行わない。

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。
- 3 被扶養者(前項本文の規定の

適用を受ける者を除く。)が出生したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらない死亡(任意継続組合員となつた後における死亡を含む。)をしたときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 4 (略)

適用を受ける者を除く。)が出生したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらない死亡(任意継続組合員となつた後における死亡を含む。)をしたときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 4 (略)

適用を受ける者を除く。)が出生したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行った者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行

第六十六条 組合員であつた者が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、任意継続組合員の資格喪失後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

第六十六条 組合員であつた者が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、任意継続組合員の資格喪失後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

われるときは、支給しない。

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

○地共済令第五十一条の規定による地共済法第一百七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
<p>読替後</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、任意継続掛金(第四百四十四条の第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)</p>	<p>読替前</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)</p>	<p>改正前</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格及び給付に関する決定、第四百四十四条の第二項に規定する任意継続掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)</p>	<p>読替前</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格及び給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)</p>

下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

(時効)

第四百四十四条の二十三 (略)

2 任意継続掛金及び負担金(団

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内に行わなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第百十三條第二項の掛

2・3 (略)

(時効)

第四百四十四条の二十三 (略)

2 第四百四十四条の二第二項に規

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内に行わなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(時効)

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 掛金(第百十三條第二項の掛

体に係るものに限る。)を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同

金をいう。)及び負担金(団体に係るものに限る。)を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同

定する任意継続掛金、負担金(団体に係るものに限る。)そのた前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同

金をいう。第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)負担金(団体に係るものに限る。)そのた前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付(以下この項において「遺族給付」という。)の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
二 遺族給付を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同

順位者

第四百四十四条の二十六 (略)

(端数の処理)

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び任意継続掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き

順位者

第四百四十四条の二十六 長期給付

(端数の処理)

を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金等に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等

順位者

第四百四十四条の二十六 (略)

(端数の処理)

4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法(明示二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金に係る端数計算について

順位者

第四百四十四条の二十六 長期給付

(端数の処理)

4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法(明示二十九年法律第八十九号)第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の

、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

ては、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

○地共済令第五十三条の規定による第一条、第十六条第一項、第二十七条第一項及び第四項の読替え

(網掛け部分は改正、傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(定義) 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」若しくは「期末手当等」、「組合」、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」、「市町村連合会」、「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛</p>	<p>(定義) 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「報酬」若しくは「期末手当等」、「組合」、「厚生年金保険給付組合積立金」、「退職等年金給付組合積立金」、「市町村連合会」、「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛</p>	<p>(定義) 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、</p>	<p>(定義) 第一条 この政令において、「職員」、「被扶養者」、「遺族」、「退職」、「給料」若しくは「期末手当等」、「組合」、「市町村連合会」、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」、「国の職員」、「任意継続組合員」若しくは「任意継続掛金」、「団体職員」若しくは「団体組合員」、「主務大臣」若しくは「主務省令」、「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、</p>

金」、「主務大臣」若しくは「主務省令」若しくは「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の新法」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の施行法」、「国の長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）**第二条第一項各号**（法第四百四十四条の三**第二項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、**第三条第一**

金」、「主務大臣」若しくは「主務省令」若しくは「特定共済組合」、「特例退職組合員」若しくは「特例退職掛金」又は「退職年金条例」、「共済法」、「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年」、「国の新法」、「国の旧法」、「国の旧法等」、「国の施行法」、「国の長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）**第二条第一項各号**、**第三条第一項**、**第二十四条**、**第二十四条の二**、**第二十七条第一項**、**第三十八条の八第一項**、

「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年の新法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の施行法」、「国の長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）**第二条第一項各号**（法第四百四十四条の三**第二項**の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、**第三条第一項**、**第二十七条第一項**、**第三十六条第一項**、**第三十八条の八第一項**、**第四十条第一項**ただし書、**第四十三条第一**

「旧市町村共済法」若しくは「共済条例」、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」、「更新組合員」、「退隠料等」、「共済法の退職年金等」、「年金条例職員期間」、「条例在職年」、「旧長期組合員期間」、「恩給公務員期間」、「在職年の新法」、「国の旧法等」、「国の旧長期組合員」、「国の施行法」、「国の長期組合員」、「国の更新組合員」若しくは「国の旧長期組合員期間」若しくは「特別措置法」、「沖繩の共済法」、「沖繩の組合員」若しくは「復帰更新組合員」とは、それぞれ地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）**第二条第一項各号**、**第三条第一項**、**第二十七条第一項**、**第三十六条第一項**、**第三十八条の八第一項**、**第四十条第二項**ただし書、**第四十二条第一項**、**第四百四十四条の二第二項**、**第四百四十四条の三**

項、第二十四条、第二十四条の二、第二十七条第一項、第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第一百四十四条第一項、第一百四十五条第二項、第四百四十二条第一項、第四百四十四条の二第二項、第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「**施行法**」という。）
）第二条第一項第二号、第三号、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬若しくは

第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第一百四十四条第一項、第一百四十五条第二項、第四百四十四条の二第二項、第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下「**施行法**」という。）
）第二条第一項第二号、第三号、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、報酬若しくは期末手当等、組合、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金、

項、第百条、第四百四十二条第一項、第四百四十四条の二第二項、第四百四十四条の三第一項若しくは第三項、第四百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「**施行法**」という。）
）第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令

第一項若しくは第三項、第四百四十四条の二十九第一項、附則第十八条第一項、第三項若しくは第五項、附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「**施行法**」という。）
）第二条第一項第二号、第三号、第四号の二、第十号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十一号、第三十三号、第三十四号、第三十六号から第四十二号まで若しくは第七十三条第一項各号に規定する職員、被扶養者、遺族、退職、給料若しくは期末手当等、組合、市町村連合会、災害給付積立金、受給権者、地方公共団体の長、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、団体職員若しくは団体組合員、主務大臣若しくは主務省令、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例

は期末手当等、組合、厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金、市町村連合会、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、主務大臣若しくは主務省令若しくは特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の新法、国の旧法、国の旧法等、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済

、市町村連合会、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員、国の職員、任意継続組合員若しくは任意継続掛金、主務大臣若しくは主務省令若しくは特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の新法、国の旧法、国の旧法等、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

、特定共済組合、特例退職組合員若しくは特例退職掛金、警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法若しくは国の新法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

継続組合員若しくは特例継続掛金又は退職年金条例、共済法、旧市町村共済法若しくは共済条例、障害共済年金若しくは遺族共済年金、更新組合員、退隠料等、共済法の退職年金等、年金条例職員期間、条例在職年、旧長期組合員期間、恩給公務員期間、在職年、国の旧法若しくは国の新法、国の旧法等、国の旧長期組合員、国の施行法、国の長期組合員、国の更新組合員若しくは国の旧長期組合員期間若しくは特別措置法、沖縄の共済法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

法、沖縄の組合員若しくは復帰更新組合員をいう。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用)

第十六条 組合は、業務上の余裕金(厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金(以下「厚生年金保険給付積立金等資金」という。))及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金(以下「退職等年金給付積立金等資金」という。))を除く。以下この条において同じ。)の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 (略)

二 団体(法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用)

第十六条 組合は、業務上の余裕金(厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金(以下「厚生年金保険給付積立金等資金」という。))及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金(以下「退職等年金給付積立金等資金」という。))を除く。以下この条において同じ。)の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金又は貯金

二 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

(資金の運用)

第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 (略)

二 団体(法第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において

(資金の運用)

第十六条 組合の業務上の余裕金の運用は、次に掲げる方法によりするものとする。

一 銀行その他主務省令で定める金融機関への預金

二 地方公共団体の一時借入れに対する貸付け

同じ。)に対する資金の貸付
け

三〇七 (略)

- 三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。第二十七条の三第一項第三号において同じ。)又は信託業務を営む金融機関への信託
- 四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)の取得
- 五 不動産の取得、譲渡又は貸付
- 六 (略)

三〇六 (略)

- 三 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。)又は信託業務を営む金融機関への信託
- 四 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券その他确实と認められる有価証券の取得
- 五 不動産の取得
- 六 組合員を被保険者とする生命保険(被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。)の保険料の払込み

2・3
(略)

七 当該組合の経理単位（主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。）に対する資金の貸付け

2
(略)

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）

(新設)

2
2
7
(略)

2 前項第三号の規定による信託の終了又は一部の解約により組合に帰属することとなる信託財産（金銭を除く。）は、直ちに、同号に掲げる方法により運用しなければならない。

(新設)

3 組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項及び第五項において同じ。）は、その業務上の余裕金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）、同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）

(削除)

に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

(削除)

4・5
(略)

(削除)

(削除)

4 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の

余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するもの

に運用しようとする場合には、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。

4 組合は、業務上の余剰金の運用に関する基本方針を作成し、

当該基本方針につき主務大臣の承認を受けた場合において、当該基本方針に基づいて、その業務上の余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するものに限る。）又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（前項の規定により主務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による主務大臣の承認を受けることを要しない。

5 組合は、前項の規定による承認を受けた基本方針を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

6 市町村職員共済組合又は都市職員共済組合が、その業務上の

余剰金を第一項第三号に掲げる信託（運用方法を特定するもの

に限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得、譲渡若しくは貸付け又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余裕金を同項第四号に規定する有価証券（国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、法第二十五条の規定による組合の業務上の余裕金の運用に関する必要な事項は、主務省令で定める。

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）
第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組

（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）
第十六条の二 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組

に限る。）、同項第五号に掲げる不動産の取得又は同項第六号に掲げる保険料の払込み（総務大臣が定める保険料の払込みに限る。）に運用しようとする場合にはあらかじめ総務大臣の承認を、その業務上の余裕金を同項第四号に規定する有価証券（国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券及び貸付信託の受益証券を除く。）の取得に運用しようとする場合にはあらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、法第二十五条の規定による組合の業務上の余裕金の運用については、主務大臣が定める。

合及び都市職員共済組合を除く。
。以下この条において同じ。）
は、厚生年金保険給付組合積立
金等資金及び退職等年金給付組
合積立金等資金の運用を、次に
掲げる方法により行わなければ
ならない。

一〇九 (略)

合及び都市職員共済組合を除く。
。以下この条において同じ。）
は、厚生年金保険給付組合積立
金等資金及び退職等年金給付組
合積立金等資金の運用を、次に
掲げる方法により行わなければ
ならない。

一 金融商品取引法第二条第一
項第一号から第五号まで、第
十号から第十三号まで、第十
五号、第十八号及び第二十一
号に掲げる有価証券、同項第
十七号に掲げる有価証券（同
項第六号から第九号まで、第
十四号及び第十六号に掲げる
有価証券の性質を有するもの
を除く。）並びにこれらの有
価証券に係る標準物（同条第
二十四項第五号に掲げる標準
物をいう。第六号イ及び次項
において「標準物」という。
）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金
管理運用独立行政法人法（平
成十六年法律第百五号）第二
十一条第一項第二号の規定に

より厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣の定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することの内容とするもの

締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得し

た有価証券（金融商品取引法
第二条第一項第一号から第五
号までに掲げる有価証券及び
同項第十七号に掲げる有価証
券（同項第六号から第九号ま
で、第十四号及び第十六号に
掲げる有価証券の性質を有す
るものを除く。）に限る。）
の株式会社商工組合中央金庫
、株式会社日本政策投資銀行
、農林中央金庫、全国を地区
とする信用金庫連合会、金融
商品取引業者（同法第二十八
条第一項に規定する第一種金
融商品取引業を行う者（同法
第二十九条の四の二第九項に
規定する第一種少額電子募集
取扱業者を除く。）に限る。
）、同法第二条第三十項に規
定する証券金融会社及び貸金
業法施行令（昭和五十八年政
令第百八十一号）第一条の二
第三号に掲げる者に対する貸
付け

六 次に掲げる権利の取得又は

付与

イ 金融商品取引法第二条第

十六項に規定する金融商品

取引所（次号において「金

融商品取引所」という。）

の定める基準及び方法に従

い、当事者の一方の意思表

示により当事者間において

債券（標準物を含む。）の

売買契約を成立させること

ができる権利

ロ 債券の売買契約において

、当事者の一方が受渡日を

指定できる権利であつて、

一定の期間内に当該権利が

行使されない場合には、当

該売買契約が解除されるも

の（外国で行われる取引に

係る売買契約に係るものを

除く。）

七 先物外国為替（外国通貨を

もつて表示される支払手段で

あつて、その売買契約に基づ

く債権の発生、変更又は消滅

に係る取引を当該売買契約の

契約日後の一定の時期に一定

の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、同条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。

）の売買

八

通貨オプション（当事者の

一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成り立たせることができる権利をいう。）の取得又は付与

九

不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る

十 団体に対する資金の貸付け

十一 (略)

2
4 (略)

。の取得、譲渡又は貸付け
十 地方公共団体の一時借入れ
に対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に
対する資金の貸付け（厚生年金
保険給付組合積立金等資金に
あつては退職等年金給付に係
る経理単位に対するものを、
退職等年金給付組合積立金等
資金にあつては厚生年金保険
給付に係る経理単位に対する
ものを除く。）

2 前項第一号に掲げる有価証券
（国債証券、地方債証券、標準
物その他主務省令で定めるもの
を除く。）を取得する場合にお
いては、応募又は買入れの方法
により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組
合積立金等資金及び退職等年金
給付組合積立金等資金を合同し
て管理及び運用を行うことがで
きる。

4 前三項に規定するもののほか
、組合の厚生年金保険給付組合
積立金等資金及び退職等年金給

(削除)

付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(削除)

(併給の調整の対象とならない金額の特例)

第二十五条 法第七十六条第二項（法第百三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する法第八十七条第四項若しくは第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 (略)

(併給の調整の対象とならない金額の特例)

第二十五条 法第七十六条第二項（法第百三条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する法第八十七条第四項若しくは第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した額のうち政令で定める金額は、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 法第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第百三条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の

規定によりその額が算定される障害共済年金 当該障害共済年金の額からこれらの規定の適用がないものとした場合に算定されるべき法第八十七条第二項第一号に掲げる金額を控除した金額

二 法第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金又は第三百三条第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で法第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが業務等傷病（法第四百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第八十七条第二項に規定する業務等傷病をいう。以下同じ。）によるものであるもの、当該障害共済年金の額から、当該障害共済年金の受給権者の業務等傷病による障害を業

二 法第九十条第二項本文（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金又は第三百三条第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で法第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病（法第八十七条第二項に規定する公務等傷病をいう。以下同じ。）によるものであるもの、当該障害共済年金の額から、当該障害共済年金の受給権者の公務等傷病による障害を公務等傷病によらないものとみなし、他の公務等傷病によらない

務等傷病によらないものとみなし、他の業務等傷病によらない障害と併合した障害の程度に応じ算定されるべき法第八十七条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

三 (略)

2 (略)

障害と併合した障害の程度に応じ算定されるべき法第八十七条第一項第一号に掲げる金額を控除した金額

三 法第百三条第一項又は第二項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりその額が算定される障害共済年金(前号に掲げるものを除く。)当該障害共済年金の額からこれらの規定の適用がないものとした場合に算定されるべき法第八十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる金額を控除した金額

2 法第七十六条第二項に規定する法第九十九条の二第四項に定める金額のうち政令で定める金額は、同項に定める金額から同項の規定の適用がないものとした場合に算定されるべき同条第一項第一号イ(1)又はロ(1)に掲げる金額を控除した金額とする。

(削除)

(削除)

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整の特例)

第二十五条の十三 法第九十五条に規定する政令で定める場合は、法第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりその額が算定された障害共済年金(同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。)の受給権者の業務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2・3 (略)

(障害共済年金と傷病補償年金等との調整の特例)

第二十五条の十三 法第九十五条に規定する政令で定める場合は、法第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりその額が算定された障害共済年金(同条第一項の規定により前後の障害を併合した障害の程度が障害等級の一級に該当する場合に限る。)の受給権者の公務等傷病による障害の程度が障害等級の二級に該当する場合とする。

2 法第九十五条に規定する政令で定める金額は、同条に規定する障害共済年金の額の算定の基礎となつた平均給与月額額の千分の〇・二七四に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額とする。

3 法第九十五条の規定は、法第九十二条第二項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間は、適用しないもの

(刑に処せられた場合等の給付の制限)

第二十七条 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金(終身退職年金に限る。以下この条において同じ。)又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

(刑に処せられた場合等の給付の制限)

第二十七条 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金(終身退職年金に限る。以下この条において同じ。)又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受けた場合若しくは解雇された場合又は組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)若しくは組合員であつた者が法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分(以下「退職手当支給制限等処分」という。)を受けた場合には、同項の規定により、その刑に処せられ、地方公務員の停職に相当

とする。

(給付の制限)

第二十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合、組合員が法第百十一条第一項に規定する懲戒処分(法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分(法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職

一
(略)

一 組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて

する処分を受け、若しくは解雇され、又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一
(略)

手当支給制限等処分を含む。以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。)を受けた場合には、同項の規定により、その者には、その刑に処せられ、又は懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたとき以後、その組合員期間に係る退職共済年金又は障害共済年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た金額を支給しない。

一 禁錮以上の刑に処せられた場合 百分の五十

二 組合員が地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き

得た金額

二 組合員が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この条において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職

二 地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合 その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する地方公務員の場合における懲戒の事由に相

二 懲戒処分によつて退職した場合 その引き続き組合員期間の月数（地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこれに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなつたことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなつた日又はその翌日に再任用職員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の

在職期間中の行為に関する地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ・ロ (略)

三 組合員が地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた場合、次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該停職の処分に相当する処分を受けた期間の

員等となつた者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

三 組合員が地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合、次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該停職の処分又はこれに相当する処

当する事由により解雇された場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三・四 (略)

月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

三 地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合、当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の月数が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算

日数(当該日数が三百六十五日を超える場合にあっては、三百六十五日)が三百六十五日のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ・ロ (略)

四 組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)又は組合員であつた者が法第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分(以下この号及び第四十五条第四項において「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。)を受けた場合 次に掲げる給付の区分

分を受けた期間の日数(当該日数が三百六十五日を超える場合にあっては、三百六十五日)が三百六十五日のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の二十五を乗じて得た金額

四 組合員(退職した後に再び組合員となつた者に限る。)又は組合員であつた者が法第百十一条第一項(法第百四十四条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分(以下この号及び第四十五条第四項において「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。)を受けた場合 次に掲げ

定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の二十五を乗じて得た割合

四 退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた場合
当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数(当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあっては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用

に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ・ロ (略)

2・3 (略)

る給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

公務遺族年金の受給権者が禁

2

職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数のうちに占める割合に百分の五十を乗じて得た割合

2

遺族共済年金の受給権者が禁

2・3

(略)

錮以上の刑に処せられた場合には、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

錮以上の刑に処せられた場合には、法第百十一条第二項の規定により、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該年金の額のうち、法第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する金額（法第九十九条の二第一項第二号又は第二項第二号の規定により遺族共済年金の額が算定される者（同条第一項第二号の規定により同項第一号に定める金額が遺族共済年金の額とされる者を除く。）であつて、かつ、退職共済年金又は国の新法による退職共済年金の支給を受ける者については、遺族共済年金の職域相当額に相当する金額の三分の二に相当する金額と、退職共済年金の職域相当額に相当する金額の二分の一に相当する金額又は国の退職共済年金の職域加算額に相当する金額との合算額とする。）の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第八十条第一項の規定、法第九十五条第一項の規定、法第一百一条の規定又は法第一百五十一条から第三項まで若しくは第百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され若しくは退職手

3 前二項の場合において、年金である給付に係るこれらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定により退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給が停止されている月（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われている月を除く。）を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され若しくは退職手

当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項の規定、法第九十五条第一項の規定、法第一百一条の規定又は法第一百五十一条の規定、法第一百零一条の規定又は法第一百五十一条の規定、法第一百五十一条から第三項まで若しくは第六十六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項の規定、法第九十五条第一項の規定、法第一百一条の規定又は法第一百五十一条の規定から第三項まで若しくは第六十六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職共済年金、障害共済年金若しくは遺族共済年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五十二条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条において準用する場合を含む。）若しくは第六十四条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が

由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第七十六条第一項の規定、法第八十一条第一項若しくは附則第二十五条の五第一項若しくは施行法第十七条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定、第五十二条（施行法第五十二条において準用する場合を含む。）の規定、第五十九条（施行法第五十九条において準用する場合を含む。）の規定、第六十四条（施行法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定、法第九十二条第一項若しくは第五項の規定又は法第九十九条の四第一項から第三項まで若しくは第九十九条の五第一項の規定によりこれらの年金の額の支給が停止されている場合（法第七十六条第二項の規定によりこれらの年金の額の一部の支給が行われる場合を除くものとし、施行法第十八条（施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の

5
8
(略)

5 第一項第二号に規定する引き
続く組合員期間の月数、同号及
び同項第四号に規定する引き続
く在職期間に係る組合員期間の
月数若しくは再任用職員等とし
ての在職期間に係る組合員期間
の月数又は同項第三号に規定す
る停職の処分若しくはこれに相
当する処分を受けた期間の月数

5
8
(略)

行われる場合を除くものとし、
施行法第十八条（施行法第三十
六条第一項において準用する場
合を含む。）、第十九条（施行
法第三十六条第一項において準
用する場合を含む。）、第五十
一条（施行法第五十二条におい
て準用する場合を含む。）、第
五十八条（施行法第五十九条に
おいて準用する場合を含む。）
又は第六十五条（施行法第六十
六条において準用する場合を含
む。）の規定によりこれらの年
金の額の一部の支給が行われる
場合を含む。）にあつては、そ
の停止すべき事由がなくなつた
日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き

続く組合員期間の月数、同号及
び同項第四号に規定する引き続
く在職期間に係る組合員期間の
月数若しくは再任用職員等とし
ての在職期間に係る組合員期間
の月数又は同項第三号に規定す
る停職の処分又はこれに相当す
る処分を受けた期間の月数は、

第十九条（施行法第三十六条第
一項において準用する場合を含
む。）、第五十一条（施行法第
五十二条において準用する場合
を含む。）、第五十八条（施行
法第五十九条において準用する
場合を含む。）又は第六十五条
（施行法第六十六条において準
用する場合を含む。）の規定に
よりこれらの年金の額の一部の
支給が行われる場合を含む。）
にあつては、その停止すべき事
由がなくなつた日の属する月の
翌月をいう。

は、法第百十三条第六項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員（以下この項において「専従職員」という。）である組合員については、その専従職員であつた期間の月数又は日数を控除した月数又は日数による。

次の各号に掲げる組合員については、当該各号に掲げる期間の月数を控除した月数による。

- 一 法第百十三条第五項に規定する職員団体の事務に専ら従事する職員である組合員。その職員団体の事務に専ら従事する職員であつた期間
- 二 旧市町村共済法附則第十六項若しくはこれに相当する共済条例、国の旧法第九十四条第二項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十三号）による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第四十七条若しくは第四十八条又は施行法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する

6
(略)

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認めたときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

る施行法第五十一条の第二第三項の規定の適用を受けた期間を有する組合員 これらの規定の適用を受けた期間

6 第一項から第三項までの規定を適用する場合において、同一の組合員期間について第一項又は第二項の規定に定める給付の制限の二以上に該当するときは、その該当する間は、そのうち最も高い割合による給付の制限（給付の制限の割合が同じときは、そのうちいずれか一の給付の制限）を定めている規定の定めるところによる。

7 第一項又は第二項の規定に該当する者に対する給付の制限は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合）の理事長がこれらの規定に定める割合によることを不適当と認めたときは、その割合の範囲内で主務大臣と協議して定めた割合によるものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

8 禁錮以上の刑に処せられてその執行猶予の言渡しを受けた者が、その言渡しを取り消されることなく猶予の期間を経過したときは、その刑に処せられなかつたとしたならば支給を受けるべきであつた長期給付の額のうち、第一項第一号又は第二項の規定及び第三項の規定により支給されなかつた金額に相当する金額を支給するものとする。

○地共済令附則第三十条の二の七の規定による地共済法第百十三条第一項及び第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する</p>	<p>(費用の負担)</p> <p>第百十三条 組合の給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。は、短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する</p>

金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下この項及び次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員（特例退職組合員を含む。）のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する

金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職

費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（この項及び次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員（特例退職組合員を含む。）のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠

費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基

費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金（次号及び次項において「特例退

員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金（次号及び次項において「特例退

礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

「職掛金」という。）を含む。

〔及び負担金の額とが等しくなるように定める。〕

- 二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金（特例退職掛金を含む。）及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 （略）

「職掛金」という。）を含む。

〔及び負担金の額とが等しくなるように定める。〕

- 二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と

三 （略）

〔及び負担金の額とが等しくなるように定める。〕

- 二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 長期給付に要する費用については、その費用の予想額及び国の組合の国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第二十四条（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この号において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並

、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府

びに同法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この号において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたつて財政の均衡を保つことができるように定める。

県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)

三・四 (略)

にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十(特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百)

二〇四 (略)

にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)
掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第三百三条第二項(同条第三項

3
～
6

(略)

3
～
6

(略)

四 福祉事業に要する費用 掛
金百分の五十、地方公共団体
の負担金百分の五十

3
～
7

(略)

3
～
7

(略)

四 福祉事業に要する費用 掛
金百分の五十、地方公共団体
の負担金百分の五十

において準用する場合を含む
。) の規定によりその額が算
定される障害共済年金で第九
十条第一項の規定により併合
される障害のいづれかが公務
等傷病によるものであるもの
を含む。) 又は公務等による
遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の
百

○地共済令附則第三十条の二の十一の規定による地共済法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の読替え

(傍線部分は読替部分)

		改正後		改正前	
		読替後	読替前	読替後	読替前
(削除)	(削除)			<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が特例退職組合員の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日)の属する月の特例退職掛金の標準となつた額(附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額をいう。)に相当するものとし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、こ</p>	<p>(給付額の算定の基準となる給料等)</p> <p>第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。))の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十</p>

れを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。
（をもつて給料日額とする。

2
（略）

円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。
（をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、

給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

（新設）

（新設）

（短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬）

第五十四条の二 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第四十三条第一

（短期給付の給付額の算定の基準となる標準報酬）

第五十四条の二 短期給付（前二条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき第四十三条第一

項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九条第二項までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後が生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日）の標準報酬の月額又は標準報酬の月額とする。

（療養の給付）

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。）について次に掲げる療養の給付を行う。

一 五 （略）

項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）又は同項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日）の標準報酬の月額又は標準報酬の月額とする。

（療養の給付）

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理

（療養の給付）

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）について次に掲げる療養の給付を行う。

一 五 （略）

（療養の給付）

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理

(略)

及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下

(略)

及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 (略)

- 「生活療養」という。）
イ 食事の提供である療養
ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）
四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

(入院時食事療養費)
第五十七条の三 (略)

- (入院時食事療養費)
第五十七条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が公務によらない病気又は負傷（特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。）により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

- 「生活療養」という。）
イ 食事の提供である療養
ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）
四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

- (入院時食事療養費)
第五十七条の三 組合員（特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。）が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 (略)

(入院時生活療養費)
第五十七条の四 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷(特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。)により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受

療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養に要した費用について入院時生活療

けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2・3 (略)

養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から同項に規定する生活療養標準負担額(以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が公務に

よらない病気又は負傷(特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。)により、第五十七条第一項各号に掲げる

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が公務に

よらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から評

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 (略)

医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2
24 （略）

評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第

一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第

一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額

(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷(特例退職組合員となつた後における病気及び負傷を含む。)により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指

3 第五十七条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4 第五十七条第七項の規定は、前項において準用する第五十七条の三第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額(その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合に

定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2～7 （略）

において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者を支払うべき指定訪問看護に要した費用

-
-
-
-
- 4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。
 - 5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。
 - 6 指定訪問看護は、第五十六条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。
 - 7 第五十七条第七項の規定は、第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が特例退職組合員の資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当する

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに限

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が特例退職組合員の資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当する

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者(次項において「日雇特例被保険者等」という。)となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)、特例居宅介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに限

同じ。)若しくは介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

特例退職組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているとき(その者が特例退職組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病

防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

同じ。)若しくは介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

特例退職組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているとき(その者が特例退職組合員の資格を喪失した際にその被扶養者が同法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病

防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)若しくは特例介護予防サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条において同じ。)

気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 4 (略)

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 4 (略)

気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 4 (略)

費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サ

ービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)
には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3

前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

- 一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）
- 二 家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合

員（国の組合の組合員、私学
共済制度の加入者、健康保険
の被保険者（健康保険法第三
条第二項に規定する日雇特例
被保険者を除く。）及び船員
保険の被保険者を含む。第六
十三条第二項ただし書、第六
十六条ただし書、第六十八条
第三項ただし書及び第六十九
条第二項ただし書において同
じ。）若しくはその被扶養者
、国民健康保険の被保険者又
は後期高齢者医療の被保険者
等となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日
から起算して六月を経過した
とき。

4 第一項及び第二項の規定によ
る給付は、当該病気又は負傷に
ついて、健康保険法第五章の規
定による特別療養費（同法第百
四十五条第六項において準用す
る同法第百三十二条の規定によ
り支給される療養費を含む。）
又は移送費若しくは家族移送費
（当該特別療養費に係る療養を

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 (略)

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内に出産した場合について準用する。ただし、特例退職組合員の資格喪失後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 (略)

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して六月以内に出産した場合について準用する。ただし、特例退職組合員の資格喪失後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 (略)

受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

- 2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらない死亡(特例退職組合員となつた後における死亡を含む。)をしたときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 4 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 4 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらない死亡(特例退職組合員となつた後における死亡を含む。)をしたときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 4 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がない場合には、埋葬を行った者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、地方公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

第六十六条 組合員であつた者が特例退職組合員の資格を喪失し

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したとき

第六十六条 組合員であつた者が特例退職組合員の資格を喪失し

第六十六条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したとき

た日から起算して三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、特例退職組合員の資格喪失後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

は、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

た日から起算して三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、特例退職組合員の資格喪失後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

は、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかつた期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が
特例退職組合員の資格を喪失し
た際に出産手当金を受けている
ときは、その給付は、前項に規
定する期間内は、引き続き支給
する。ただし、その者が他の組
合の組合員の資格を取得したと
きは、この限りでない。

2 一年以上組合員であつた者が
退職した際に出産手当金を受け
ているときは、その給付は、前
項に規定する期間内は、引き続
き支給する。ただし、その者が
他の組合の組合員の資格を取得
したときは、この限りでない。

2 一年以上組合員であつた者が
特例退職組合員の資格を喪失し
た際に出産手当金を受けている
ときは、その給付は、前項に規
定する期間内は、引き続き支給
する。ただし、その者が他の組
合の組合員の資格を取得したと
きは、この限りでない。

2 一年以上組合員であつた者が
退職した際に出産手当金を受け
ているときは、その給付は、前
項に規定する期間内は、引き続
き支給する。ただし、その者が
他の組合の組合員の資格を取得
したときは、この限りでない。

○地共済令附則第三十条の二の十三の規定による地共済法第一百七十七条第一項、第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項の読替え

(傍線部分は読替部分)

	改正後	改正前	
<p>読替後</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、<u>特例退職掛金</u>(附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。)その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合(以下「審査会」という)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>読替前</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、<u>掛金等</u>その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合(以下「審査会」という)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>読替後</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格及び給付に関する決定、<u>附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金の徴収</u>、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>	<p>読替前</p> <p>(審査請求)</p> <p>第一百七十七条 組合員の資格及び給付に関する決定、<u>掛金の徴収</u>、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度を診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。</p>

方公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2・3 (略)

第四百四十四条の二十三 (略)

(時効)

- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、退職等年金給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第四百四十四条の二十三 (略)

(時効)

- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。
- 2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 審査請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第四百四十四条の二十三 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、短期給付については二年間、長期給付については五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(時効)

2 特例退職掛金及び負担金（団体に係るものに限る。）を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 (略)

2 掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。）及び負担金（団体に係るものに限る。）を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族給付の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- 一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有

2 附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金、負担金（団体に係るものに限る。）その前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3・4 (略)

2 掛金（第百十三条第二項の掛金をいう。第百四十四条の二十六第二項において同じ。）負担金（団体に係るものに限る。）その前章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその者に係る遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）の請求をすることができない場合には、その請求をすることができることとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

- 一 組合員又は組合員であつた者でその者が死亡した場合に遺族給付を受けるべき者があ
るもの
- 二 遺族給付を受ける権利を有

する者のうち先順位者又は同
順位者

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 (略)

2 前項に定めるもののほか、こ
の法律による給付及び特例退職
掛金に係る端数計算については

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 長期給付
を受ける権利を決定し又は長期
給付の額を改定する場合におい
て、その長期給付の額に五十円
未満の端数があるときは、これ
を切り捨て、五十円以上百円未
満の端数があるときは、これを
百円に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、こ
の法律による給付及び掛金等に
係る端数計算については、別段

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 (略)

2 前項に定めるもののほか、こ
の法律による給付及び附則第十
八条第五項に規定する特例退職

する者のうち先順位者又は同
順位者

(端数の処理)

4 地方職員共済組合のする団体
及び団体組合員に係る掛金、負
担金その他前章の規定による徴
収金の督促は、民法(明示二十
九年法律第八十九号)第五百十
三条の規定にかかわらず、時効
中断の効力を有する。

第四百四十四条の二十六 長期給付
を受ける権利を決定し、又は長
期給付の額を改定する場合にお
いて、その長期給付の額(第八
十条第一項、第八十八条第一項
又は第九十九条の三の規定によ
り加算する金額を除く。)又は
当該加算する金額に五十円未満
の端数があるときは、これを切
り捨て、五十円以上百円未満の
端数があるときは、これを百円
に切り上げるものとする。

2 前項に定めるもののほか、こ
の法律による給付及び掛金に係
る端数計算については、別段の

、別段の定めがあるものを除き、
、国等の債権債務等の金額の端
数計算に関する法律（昭和二十
五年法律第六十一号）第二条の
規定を準用する。

の定めがあるものを除き、国等
の債権債務等の金額の端数計算
に関する法律（昭和二十五年法
律第六十一号）第二条の規定を
準用する。

掛金に係る端数計算については
、別段の定めがあるものを除き
、国等の債権債務等の金額の端
数計算に関する法律（昭和二十
五年法律第六十一号）第二条の
規定を準用する。

定めがあるものを除き、国等の
債権債務等の金額の端数計算に
関する法律（昭和二十五年法律
第六十一号）第二条の規定を準
用する。

○地共済令附則第三十条の三の規定による地共済法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項第二号の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(終身退職年金の額)</p> <p>第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。</p> <p>2 終身退職年金の附則第十九条第一項の請求をした日(以下「繰上げ請求日」という。)からその年の九月三十日(終身退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の繰上げ請求日の属する年(終身退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の繰上げ請求日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月</p>	<p>(終身退職年金の額)</p> <p>第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。</p> <p>2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。</p> <p>4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは</p>

三十日)までの間においては、終身退職年金の繰上げ請求日の属する年の前年の三月三十一日(終身退職年金の繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日)における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の繰上げ請求日の属する年(終身退職年金の繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5・6 (略)

(有期退職年金の額)
第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の繰上げ請求日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるとき

、翌年の九月三十日)までの間においては、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日)における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率(第九十八条第一項及び第四百条第一項において「終身年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金の額)
第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの

は、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の繰上げ請求日の属する年(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の繰上げ請求日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該繰上げ請求日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5・6 (略)

間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間においては二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において「有期年金現価率」という。)は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定め

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 (略)

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に繰上げ請求日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。
この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 (略)

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 (略)

る。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額(組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額)の二分の一に相当する金額(当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われ

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十年から当該有期退職年金の繰上げ請求日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三（略）

2 4 （略）

るべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。）その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十年から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

○地共済令附則第三十条の四の規定による地共済法附則第二十条の読替え

(傍線部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(公務障害年金等に関する暫定措置)</p> <p>第二十条 第九十二条第一項、第九十八条第一項及び第四百四条第一項の規定の適用については、当分の間、第九十二条第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳(その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢)」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(公務障害年金等に関する暫定措置)</p> <p>第二十条 第九十二条第一項、第九十八条第一項及び第四百四条第一項の規定の適用については、当分の間、第九十二条第一項中「六十五歳」とあるのは「六十歳」と、第九十八条第一項及び第四百四条第一項中「六十四歳」とあるのは「五十九歳」とするほか、必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。</p>

○地共済令附則第五十二条の六の規定による第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(次条第一項及び附則第三十条の二</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(次条第一項及び附則第三十条の二</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに退職者給付拠出金(国民</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))の納付額を基礎として、総務大</p>

において「後期高齢者支援金等」といふ。）並びに退職者給付^一と^二いふ。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 5 (略)

において「後期高齢者支援金等」といふ。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

3 組合の退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」といふ。）を含む。第五項及

において「後期高齢者支援金等」といふ。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 4 (略)

臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

3 組合の長期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額

において「後期高齢者支援金等」といふ。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

び次条第三項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項、基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者及び公務以外の理由により死亡した者の数の組合員の総数に対する年齢別の割合

二 退職等年金給付を受ける権利を失った者の数の退職等年金給付を受ける権利を有する者の数に対する退職等年金給付の種類別及び受給者の年齢

を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者、障害の状態となつた者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合

二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合

別の割合

三 組合員の年齢別の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額の上昇その他の変動の割合

4 総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

5 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行

5 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金の納付を含む。以下この項において同じ。）に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額（同項に規定する前事業年度の各月の初日における組合員の給料

三 組合員の組合員期間別及び年齢別の平均給料及び平均期末手当等の上昇その他の変動の割合

四 初めて長期組合員（法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。以下同じ。）となった者のそのなつた際の年齢の平均

4 前三項の場合においては、総務大臣は、あらかじめ、財務大臣の意見を聴いて、組合の短期給付及び長期給付に要する費用の算定の方法を定めなければならない。

5 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この項において同じ。）に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額（同項に規定する前事業年度の各月の初日における組合員の給料（任意継続組合員にあつ

う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

(任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

ては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。)で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

6 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額（同項に規定する当該事業年度の前事業年度の各月の初日における介護保険法第二条被保険者（介護保険法第九条第二条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総

務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

7 長期給付（基礎年金拠出金の負担を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従つて、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによつて、第三項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令第十二条第二項の規定により算定した費用の額の合計額と、当該事業年度以後における法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の

額、法第二十四条（法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の長期給付に充てるべき積立金及び法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金（以下この項において「地方の積立金」と総称する。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の新法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、国の新法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金（以下この項において「国の積立金」という。）の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第一百三十三条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金（地方の積立金及び国の積立金をいう。）を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定す

(標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合の算
定方法)

第二十八条の二 短期給付(前期
高齢者納付金等及び後期高齢者
支援金等並びに退職者給付抛出
金の納付を含む。)に係る法第
百十四条第三項に規定する標準
報酬の月額及び標準期末手当等
の額と掛金との割合は、当該事
業年度における前条第一項の規
定により算定した費用の額を、
当該事業年度の前事業年度にお
ける組合員の標準報酬等合計額
の総額で除し、これに百分の五
十を乗じて算定するものとする。

2・3 (略)

(標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合の算
定方法)

第二十八条の二 短期給付(前期
高齢者納付金等及び後期高齢者
支援金等の納付を含む。)に係
る法第百十四条第三項に規定す
る標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合は、
当該事業年度における前条第一
項の規定により算定した費用の
額を、当該事業年度の前事業年
度における組合員の標準報酬等
合計額の総額で除し、これに百
分の五十を乗じて算定するもの
とする。

2 介護納付金の納付に係る法第

百十四条第三項に規定する標準
報酬の月額及び標準期末手当等
の額と掛金との割合は、当該事
業年度における前条第二項の規
定により算定した費用の額を、
当該事業年度の前事業年度にお

るものとする。

ける介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第百条第四項に規定する同法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

附則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担

附則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要な

附則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金の納付を含む。以下この条において同じ。))を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る給料と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附

附則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る給料と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。)に係る給料に係る所

を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

ものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

則第三十条の二の五までにおいて同じ。）に係る給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

一・二（略）

要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

一 当該調整組合の当該事業年

度における組合員の給料（法
第百十四条第三項及び第四項
の規定により当該事業年度の
各月の掛金の標準となつた給
料をいい、任意継続組合員に
あつては当該事業年度の各月
の第四十八条第三項の規定に
より任意継続掛金の標準とな
つた額とし、特例退職組合員
にあつては当該事業年度の各
月の法附則第十八条第五項の
規定により特例退職掛金の標
準となつた額とする。）の合
計額に当該調整組合の当該事
業年度における給料に係る所
要掛金の率（当該給料に係る
所要掛金の率が法附則第十四
条の三第一項第二号の基準と
して定められた給料に係る率
を超えるときは、当該給料に
係る率）から当該事業年度の
給料に係る調整基準率（全て
の構成組合に係る給料に係る
所要掛金の率の平均値を勘案
して市町村連合会が総務大臣
の承認を受けて定める率をい

う。)を控除して得た率を乗じて得た金額

二 当該調整組合の当該事業年度における組合員の期末手当等(法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該事業年度の掛金の標準となつた期末手当等をいう。)の合計額に当該調整組合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛金の率(当該期末手当等に係る所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を超えるときは、当該期末手当等に係る率)から当該事業年度の期末手当等に係る調整基準率(全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して得た率を乗じて得た金額

○地共済令附則第五十二条の七の規定による第二十八条第一項、第二十八条の二第一項及び附則第三十条の二の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。)、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(次条第一項及び附則第三十条の二に</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。)、及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(次条第一項及び附則第三十条の二に</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び同法附則第七条第一項に規定</p>	<p>(給付に要する費用等の算定方法) 第二十八条 組合の短期給付に要する費用(法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用(次項に規定するものを除く。))をいう。)は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))の納付額を基礎として、総務大</p>

において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 5 (略)

において「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

3 組合の退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第三項において同じ。）は、全ての組合の最近の数年間

する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

2 4 (略)

臣の定める方法により算定するものとする。

2 組合の介護納付金（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用は、毎事業年度、当該事業年度における介護納付金の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。

3 組合の長期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条において同じ。）は、すべての組合の最近の数年間における組合員に係る次に掲げる事項及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする

における組合員に係る次に掲げる事項、基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。ただし、当該事項によることが適当でないこと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者及び公務以外の理由により死亡した者の数の組合員の総数に対する年齢別の割合

二 退職等年金給付を受ける権利を失った者の数の退職等年金給付を受ける権利を有する者の数に対する退職等年金給付の種類別及び受給者の年齢別の割合

三 組合員の年齢別の標準報酬

る。ただし、当該事項によることが適当でないこと認められる場合には、総務大臣の定めるところにより、厚生労働省の作成に係る生命表その他の資料におけるこれらの事項に相当する事項その他の適当な事項を基礎とすることができる。

一 組合員のうち退職した者、障害の状態となつた者及び死亡した者の数の組合員の総数に対する組合員期間別及び年齢別の割合

二 年金である給付を受ける権利を失った者の数の年金である給付を受ける権利を有する者の数に対する年金の種類別及び受給者の年齢別の割合

三 組合員の組合員期間別及び

の月額及び標準期末手当等の
額の平均額の上昇その他の変
動の割合

4 総務大臣は、前三項の費用の
算定方法を定める場合におい
ては、あらかじめ、財務大臣の
意見を聴かなければならない。

5 退職等年金給付に係る地方の
積立基準額は、将来にわたる退
職等年金給付に要する費用の予
想額の現価に相当する額から将
来にわたる法第百十三条第二項
第三号の掛金及び負担金の予想
額の現価に相当する額を控除し
た額に相当する額を基準として
、総務大臣の定める方法により
算定した額とし、当該算定を行
う場合の予想額の現価の計算に
用いる予定利率は、地方公務員

5 短期給付（前期高齢者納付金
等、後期高齢者支援金等及び病
床転換支援金等の納付を含む。
以下この項において同じ。）に
係る法第百十四条第三項に規定
する給料と掛金との割合は、第
一項の規定により算定した費用
の額を短期標準給与総額（同項
に規定する前事業年度の各月の
初日における組合員の給料（任
意継続組合員にあつては第四十
八条第三項の規定により任意継

年齢別の平均給料及び平均期
末手当等の上昇その他の変動
の割合

四 初めて長期組合員（法の長
期給付に関する規定の適用を
受ける組合員をいう。以下同
じ。）となつた者のそのなつ
た際の年齢の平均

4 前三項の場合においては、総
務大臣は、あらかじめ、財務大
臣の意見を聴いて、組合の短期
給付及び長期給付に要する費用
の算定の方法を定めなければな
らない。

5 短期給付（前期高齢者納付金
等及び後期高齢者支援金等の納
付を含む。以下この項において
同じ。）に係る法第百十四条第
三項に規定する給料と掛金との
割合は、第一項の規定により算
定した費用の額を短期標準給与
総額（同項に規定する前事業年
度の各月の初日における組合員
の給料（任意継続組合員にあつ
ては第四十八条第三項の規定に
より任意継続掛金の標準となつ

共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。)で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

6・7 (略)

た額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。)で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値(特別職の職員等である組合員については、一)を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、短期給付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第一項の規定により算定した費用の額を短期標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

6 介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する給料

と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額（同項に規定する当該事業年度の前事業年度の各月の初日における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の給料（任意継続組合員にあつては第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額と当該前事業年度における組合員の期末手当等の総額との合計額をいう。以下この項において同じ。）で除し、これに第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については

、一) を乗じて得た割合に、百分の五十を乗じて算定するものとし、介護納付金の納付に係る法第百十四条第三項に規定する期末手当等と掛金との割合は、第二項の規定により算定した費用の額を介護標準給与総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

7 長期給付(基礎年金拠出金の負担を含む。)に係る法第百十四条第三項に規定する給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、総務大臣の定める基準に従つて、給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を段階的に引き上げることによつて、第三項の規定により算定した費用の額及び国家公務員共済組合法施行令第十二条第二項の規定により算定した費用の額の合計額と、当該事業年度以後における法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、法第二十四条(法第三十八条第一項において準用する場合

を含む。)の長期給付に充てるべき積立金及び法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この項において「地方の積立金」と総称する。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに国の新法第九十九条第二項第二号の掛金及び負担金の額、国の新法第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この項において「国の積立金」という。)の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、法第百十三条第一項に規定する再計算を行う年以降おおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び国の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(地方の積立金及び国の積立金をいう。)を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるように算定するものとする。

(標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合の算
定方法)

第二十八条の二 短期給付（前期
高齢者納付金等、後期高齢者支
援金等及び病床転換支援金等の
納付を含む。）に係る法第一百
四条第三項に規定する標準報酬
の月額及び標準期末手当等の額
と掛金との割合は、当該事業年
度における前条第一項の規定に
より算定した費用の額を、当該
事業年度の前事業年度における
組合員の標準報酬等合計額の総
額で除し、これに百分の五十を
乗じて算定するものとする。

2（略）
3（略）

(標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合の算
定方法)

第二十八条の二 短期給付（前期
高齢者納付金等及び後期高齢者
支援金等の納付を含む。）に係
る法第一百四十三条に規定す
る標準報酬の月額及び標準期末
手当等の額と掛金との割合は、
当該事業年度における前条第一
項の規定により算定した費用の
額を、当該事業年度の前事業年
度における組合員の標準報酬等
合計額の総額で除し、これに百
分の五十を乗じて算定するもの
とする。

2 介護納付金の納付に係る法第
百十四条第三項に規定する標準
報酬の月額及び標準期末手当等
の額と掛金との割合は、当該事
業年度における前条第二項の規
定により算定した費用の額を、
当該事業年度の前事業年度にお
ける介護保険第二号被保険者（
介護保険法第九条第二号に規定
する第二号被保険者をいう。以

附
則

下同じ。)の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第百十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第百条第四項に規定する同法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたって均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

附
則

附
則

附
則

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率(第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合(以下この条において「調整組

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る給料と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。))に係る給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の

(市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業)

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その給料に係る所要掛金の率(第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付(法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。))及び介護納付金の納付に係る給料と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。)が全ての構成組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。))に係る給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率(第二十八条第五

条において「調整組合」という。
。）に対して行うものとする。

この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

一・二（略）

項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、次に掲げる金額の合算額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

一 当該調整組合の当該事業年度における組合員の給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定により当該事業年度の各月の掛金の標準となつた給料をいい、任意継続組合員に

あつては当該事業年度の各月の第四十八条第三項の規定により任意継続掛金の標準となつた額とし、特例退職組合員にあつては当該事業年度の各月の法附則第十八条第五項の規定により特例退職掛金の標準となつた額とする。)の合計額に当該調整組合の当該事業年度における給料に係る所要掛金の率(当該給料に係る所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた給料に係る率を超えるときは、当該給料に係る率)から当該事業年度の給料に係る調整基準率(全ての構成組合に係る給料に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して得た率を乗じて得た金額

二 当該調整組合の当該事業年度における組合員の期末手当等(法第百十四条第三項及び

第四項の規定により当該事業年度の掛金の標準となつた期末手当等をいう。)の合計額に当該調整組合の当該事業年度における期末手当等に係る所要掛金の率(当該期末手当等に係る所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた期末手当等に係る率を超えるときは、当該期末手当等に係る率)から当該事業年度の期末手当等に係る調整基準率(全ての構成組合に係る期末手当等に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。)を控除して得た率を乗じて得た金額

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に 関する法律(昭和二十五年法律 第九十五号)の適用を受ける職 員については、同法の規定に基 づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与を 除いたもの及び他の法律の規定 に基づく給与のうち政令で定め るものとし、その他の職員につ いては、これらに準ずる給与と して政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の 給与に関する法律の適用を受け</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法(昭和二十 二年法律第六十七号)第二百四 条の規定の適用を受ける職員に ついては、同条第一項に規定す る給料及び同条第二項に規定す る手当のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手当を除 いたものとし、その他の職員に ついては、これらの給料及び手 当に準ずるものとして政令で定 めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 地方自治法第二 百四条の規定の適用を受ける職</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に 関する法律(昭和二十五年法律 第九十五号)の適用を受ける職 員については、同法第五条第一 項に規定する俸給とし、その他 の職員については、これに準ず る給与で政令で定めるものをい う。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の 給与に関する法律の適用を受け</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五 条第三項第一号に規定する給料 表に掲げる給料で月額をもつて 支給されるもの又はこれに相当 する給与で政令で定めるものを いう。</p> <p>六 期末手当等 地方自治法(昭 和二十二年法律第六十七号)第</p>

2・3 (略)	<p>る職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>る職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p>

○地共済法第四十四条の三第二項の規定による第二条第一項第五号及び第六号の読替え

(傍線部分は読替部分)

改正後	読替前	改正前	読替前
読替後	読替前	読替後	読替前
<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 第四百四十四条の三第一 項に規定する団体職員が、同項 に規定する団体から勤務の対償 として受ける給与で、地方自治 法(昭和二十二年法律第六十七 号)第二百四十四条第一項に規定す る給料及び同条第二項に規定す る手当のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手当を除 いたもの又はこれらの給料及び 手当に準ずるものとして政令で 定めるものに相当するものをい う。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法(昭和二十 二年法律第六十七号)第二百四 条の規定の適用を受ける職員に ついては、同条第一項に規定す る給料及び同条第二項に規定す る手当のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手当を除 いたものとし、その他の職員に ついては、これらの給料及び手 当に準ずるものとして政令で定 めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 第四百四十四条の三第一 項に規定する団体職員が、同項 に規定する団体から勤務の対償 として受ける給与で、地方公務 員法第二十五条第三項第一号に 規定する給料表に掲げる給料で 月額をもつて支給されるもの又は はこれに相当する給与で政令で 定めるものに相当するものをい う。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律(第十一章を除く。)において、次の各号に掲げる 用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五 条第三項第一号に規定する給料 表に掲げる給料で月額をもつて 支給されるもの又はこれに相当 する給与で政令で定めるものを いう。</p>

2・3 (略)	<p>六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するものをいう。</p>
2・3 (略)	<p>六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。</p>

第十條關係

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号） 読替表

（改正前）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六條第一項の規定による地共済法第四百一條の二の読替え

（傍線の部分は読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令による読替後の改正前地共済法第四百一條の二）</p>	<p>読替前（一元化法による改正前地共済法第四百一條の二）</p>
<p>（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）</p> <p>第四百一條の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九條第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六條第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四條の三第一項第十号において同じ。）の役職員（同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三條第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第百</p>	<p>（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）</p> <p>第四百一條の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九條第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六條第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四條の三第一項第十号において同じ。）の役職員（同法第十二條に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三條第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第百</p>

四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章（第百十六条を除く。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第六項中「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表

（傍線部分は一元化法による改正前地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令で読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十一条の二の規定による読替後）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百四十一条の二の規定による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正前地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2、5（略）</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2、4（略） 5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2、4（略） 5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の</p>

6 職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 (略)

6 職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において

負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に

同じ。)の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び職員引継一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、

組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の組

の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、

給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの

基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 6 (略)

金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第二号に規定する掛金

(負担金)

第百十六条 職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき金額（第百十四条の第二項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の第二項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこととなったものがあるときは、組合（前項の規定により当該掛金が市町村連合会に払い込まれている場合には、市町村連合会）は、主務省令で定めるところにより、当該徴収を要しないこととなった掛金を組合員に還付するものとする。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定す

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定す

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 地方公共団体は、第百十三条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に

る給付に要する費用に係る部分については、
第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法
第百二十五条第一項の規定による船舶所有者
の負担と同一の割合によつて算定した金額を
負担する。

(職員引継一般地方独立行政法人及び国の報
告等)

第百四十四条の三十一 職員引継一般地方独立
行政法人及び国は、政令で定めるところによ
り、組合員の異動、給与等に関し、組合に報
告し、又は文書を提示し、その他組合の業務
の執行に必要な事務を行うものとする。

る給付に要する費用に係る部分については、
第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法
第百二十五条第一項の規定による船舶所有者
の負担と同一の割合によつて算定した金額を
負担する。

(地方公共団体又は職員引継一般地方独立行
政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は職員
引継一般地方独立行政法人は、政令で定める
ところにより、組合員の異動、給与等に関し
、組合に報告し、又は文書を提示し、その他
組合の業務の執行に必要な事務を行うものと
する。

要する費用に係る部分については、第百十三
条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十
五条第一項の規定による船舶所有者の負担と
同一の割合によつて算定した金額を負担する
。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の
報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定
地方独立行政法人は、政令で定めるところに
より、組合員の異動、給与等に関し、組合に
報告し、又は文書を提示し、その他組合の業
務の執行に必要な事務を行うものとする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表

（傍線部分は一元化法による改正前地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令により読み替えられた読替後の改正前地共済法第百四十一条の二により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第六項により読み替えられた地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百四十一条の二により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百十三条第六項による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正前地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継一般地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び特定地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>
<p>一 短期給付に要する費用（次号）</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号）に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号）に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号）に掲げるものを除く。） 掛金</p>

に掲げるものを除く。) 掛金
 百分の五十、職員引継一般地方
 独立行政法人及び国の負担金
 百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要す
 る費用 掛金百分の五十、職員
 引継一般地方独立行政法人及び
 国の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
 百分の五十、職員引継一般地方
 独立行政法人及び国の負担金
 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（
 第九十条第二項（同条第四項に
 おいて準用する場合を含む。）
 の規定によりその額が算定され
 る障害共済年金及び第百三条第
 二項（同条第三項において準用
 する場合を含む。）の規定によ
 りその額が算定される障害共済
 年金で第九十条第一項の規定に
 より併合される障害のいずれか
 が公務等傷病によるものである
 ものを含む。）又は公務等によ
 る遺族共済年金に要する費用
 職員引継一般地方独立行政法人

百分の五十、職員引継一般地方
 独立行政法人の負担金 百分の
 五十

一の二 介護納付金の納付に要す
 る費用 掛金百分の五十、職員
 引継一般地方独立行政法人の負
 担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
 百分の五十、職員引継一般地方
 独立行政法人の負担金 百分の
 五十

三 公務等による障害共済年金（
 第九十条第二項（同条第四項に
 おいて準用する場合を含む。）
 の規定によりその額が算定され
 る障害共済年金及び第百三条第
 二項（同条第三項において準用
 する場合を含む。）の規定によ
 りその額が算定される障害共済
 年金で第九十条第一項の規定に
 より併合される障害のいずれか
 が公務等傷病によるものである
 ものを含む。）又は公務等によ
 る遺族共済年金に要する費用
 職員引継一般地方独立行政法人
 の負担金 百分の百

百分の五十、特定地方独立行政
 法人の負担金 百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要す
 る費用 掛金百分の五十、特定
 地方独立行政法人の負担金 百
 分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
 百分の五十、特定地方独立行政
 法人の負担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（
 第九十条第二項（同条第四項に
 おいて準用する場合を含む。）
 の規定によりその額が算定され
 る障害共済年金及び第百三条第
 二項（同条第三項において準用
 する場合を含む。）の規定によ
 りその額が算定される障害共済
 年金で第九十条第一項の規定に
 より併合される障害のいずれか
 が公務等傷病によるものである
 ものを含む。）又は公務等によ
 る遺族共済年金に要する費用
 特定地方独立行政法人の負担金
 百分の百

百分の五十、地方公共団体の負
 担金 百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要す
 る費用 掛金百分の五十、地方
 公共団体の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
 百分の五十、地方公共団体の負
 担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（
 第九十条第二項（同条第四項に
 おいて準用する場合を含む。）
 の規定によりその額が算定され
 る障害共済年金及び第百三条第
 二項（同条第三項において準用
 する場合を含む。）の規定によ
 りその額が算定される障害共済
 年金で第九十条第一項の規定に
 より併合される障害のいずれか
 が公務等傷病によるものである
 ものを含む。）又は公務等によ
 る遺族共済年金に要する費用
 地方公共団体の負担金 百分の
 百

<p>及び国の負担金 百分の百</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金</p> <p>百分の五十、職員引継一般地方 独立行政法人及び国の負担金 百分の五十</p>	<p>四 福祉事業に要する費用 掛金</p> <p>百分の五十、職員引継一般地方 独立行政法人の負担金 百分の 五十</p>	<p>四 福祉事業に要する費用 掛金</p> <p>百分の五十、特定地方独立行政 法人の負担金 百分の五十</p>	<p>四 福祉事業に要する費用 掛金</p> <p>百分の五十、地方公共団体の負 担金 百分の五十</p>
--	--	--	--

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第四百一条の四の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後（派遣法施行令による読替後の改正前地共済法第四百一条の四）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者

（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立

読替前（一元化法による改正前地共済法第四百一条の四）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者

（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立

大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章（第百十六条を除く。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第六項中「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百三十八条及び第百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表

（傍線部分は一元化法による改正前地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令で読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十一条の四の規定による読替後）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百四十一条の四の規定による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正前地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略）</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 254（略） 5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 254（略） 5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の</p>

6 職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 (略)

地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条に

負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に

において同じ。)の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、

組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の組

の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、

給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの

基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 6 (略)

金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4 組合員が他の組合の組合員となつた場合において、もとの組合に対して支払うべき金額があるときは、もとの組合は、政令で定めるところにより、当該他の組合の組合員の給与支給機関に対して当該金額の徴収を嘱託することができる。この場合においては、当該徴収を嘱託された金額は、組合員が当該他の組合に対して支払うべき金額に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

5 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、第百十三条第二項第二号に規定する掛金

(負担金)

第百十六条 職員引継等合併一般地方独立行政
法人及び国の機関は、それぞれ第百十三条第
二項（同条第五項から第七項までの規定によ
り読み替えて適用する場合を含む。）及び第
四項の規定により職員引継等合併一般地方独
立行政法人及び国が負担すべき金額（第百十
四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規
定により徴収しないこととされた掛金に相当
する金額並びに第百十四条の二第二項の規定
により徴収しないこととされた額に相当する
金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まな
ければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継等
合併一般地方独立行政法人又は職員団体は、
それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から
第七項までの規定により読み替えて適用する
場合を含む。）及び第四項の規定により地方
公共団体、職員引継等合併一般地方独立行政
法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十
四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規
定により徴収しないこととされた掛金に相当
する金額並びに第百十四条の二第二項の規定
により徴収しないこととされた額に相当する
金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まな
ければならない。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独
立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十
三条第二項（同条第五項から第七項までの規
定により読み替えて適用する場合を含む。）
及び第四項の規定により地方公共団体、特定
地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき
金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条
の二の二の規定により徴収しないこととされ
た掛金に相当する金額並びに第百十四条の二
第二項の規定により徴収しないこととされた
額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合
に払い込まなければならない。

6 第一項から第三項までの規定により組合に
払い込まれた掛金のうち、徴収を要しないこ
ととなったものがあるときは、組合（前項の
規定により当該掛金が市町村連合会に払い込
まれている場合には、市町村連合会）は、主
務省令で定めるところにより、当該徴収を要
しないこととなった掛金を組合員に還付する
ものとする。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継等合併一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、職員引継等合併一般地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあることに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継等合併一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に

2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができる。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。

3 地方公共団体は、第百十三条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあることに、市町村連合会に払い込まなければならない。

(船員組合員についての負担金の特例)
 第三百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に

規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三條第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五條第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の報告等)

第百四十四條の三十一 職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三條第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五條第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(地方公共団体又は職員引継等合併一般地方独立行政法人の報告等)

第百四十四條の三十一 地方公共団体又は職員引継等合併一般地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

要する費用に係る部分については、第百十三條第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五條第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第百四十四條の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表

（傍線部分は一元化法による改正前地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令により読み替えられた読替後の改正前地共済法第百四十一条の四により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第六項により読み替えられた地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百四十一条の四により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正前地共済法第百十三条第六項による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正前地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び特定地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>
<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>

百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十

一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用

職員引継等合併一般地方独立行政

百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十

一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用

職員引継等合併一般地方独立行政

百分の五十、特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十

一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用

特定地方独立行政法人の負担金

百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金 百分の

<p> 政法人の負担金及び国の負担金 百分の百 四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、職員引継等合併一 般地方独立行政法人の負担金及 び国の負担金 百分の五十 </p>	<p> 政法人の負担金 百分の百 四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、職員引継等合併一 般地方独立行政法人の負担金 百分の五十 </p>	<p> 百分の百 四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、特定地方独立行政 法人の負担金 百分の五十 </p>	<p> 百 四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、地方公共団体の負 担金 百分の五十 </p>
--	---	--	---

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による地共済法第百四十四条の三の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後）</p>	<p>（団体職員の取扱い） 第百四十四条の三（略）</p> <p>2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 134 882 271"> <p>第二条第一項第五号</p> </td> <td data-bbox="563 271 882 607"> <p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="159 607 882 1115"> <p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に</p>
<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に</p>			
<p>読替前（派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前）</p>	<p>（団体職員 of 取扱い） 第百四十四条の三（略）</p> <p>2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1115 882 1252"> <p>第二条第一項第五号</p> </td> <td data-bbox="563 1252 882 1588"> <p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="159 1588 882 2096"> <p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの</p>
<p>第二条第一項第五号</p>	<p>地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの</p>			

<p>分 以外の部 各号列記 第百十三 条第二項 第百十三 条第二項 各号列記 以外の部</p>	<p>号 第二條第 一項第六 百四條の 規定の適 用を受 ける職員 については 、同 治法（昭 和二十二 年法律第 六十七号） 第二 百四條の 規定の適 用を受 ける職員 については 、同 治法（昭 和二十二 年法律第 六十七号） 第二 百四條第 二項に規 定する手 当のうち 期末手当 、勤勉手 当その他 政令で定 める手 当とし、 その他の 職員に ついては 、これら の手当に 準ずるも のとして 政令で定 めるもの</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>
<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県が</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二 百四條の規定の適用を受 ける職員については、同 治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二 百四條第二項に規定する期末手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるものとして政令 で定めるもの</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>
<p>（同じ。）の負担金及び国の負担金</p>	<p>団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>
<p>分 以外の部 各号列記 第百十三 条第二項 第百十三 条第二項 各号列記 以外の部</p>	<p>号 第二條第 一項第六 百四條の 規定の適 用を受 ける職員 については 、同 治法（昭 和二十二 年法律第 六十七号） 第二 百四條の 規定の適 用を受 ける職員 については 、同 治法（昭 和二十二 年法律第 六十七号） 第二 百四條第 二項に規 定する手 当のうち 期末手当 、勤勉手 当その他 政令で定 める手 当とし、 その他の 職員に ついては 、これら の手当に 準ずるも のとして 政令で定 めるもの</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>
<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県が</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二 百四條の規定の適用を受 ける職員については、同 治法（昭和二十二年法律第六十七号） 第二 百四條第二項に規定する期末手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるものとして政令 で定めるもの</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>
<p>（同じ。）</p>	<p>団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するもの</p>

<p>その給与を負担する者に あつては、都道府県。以 下この条において同じ。</p>	<p>第百十三 条第二項 第二号</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>公務等</p>	<p>第百十三 条第二項 第三号</p>	<p>公務等 公務等傷病</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>その給与を負担する者に あつては、都道府県。以 下この条において同じ。</p>
	<p>団体及び国</p>	<p>業務等</p>	<p>業務等傷病</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>主務省令</p>	<p>相当する手当</p>	<p>その給与を負担する者に あつては、都道府県。以 下この条において同じ。</p>
	<p>団体及び国</p>	<p>業務等</p>	<p>業務等傷病</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>主務省令</p>	<p>相当する手当及び国家公務員退職手 当（昭和二十八年法律第百八十二号） に基づく退職手当又はこれに相当する 手当</p>	

(略)	(略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項、第百十四条第三項及び第百十五条第二項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正前地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第七条第一項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第七条第一項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替部分

<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>	<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>
<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又は</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又は</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第五条第一項に規定する俸給又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給に相当するものをいう。

六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

はこれに相当する給与で政令で定めるものに相当するものをいう。

六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項に規定する期末手当又は検察官の俸給等に関する法律の規定による期末手当に相当するものをいう。

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)の負担金及び国の負担金の負担金をもつて充てる。

- 一・一の二 (略)
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**団体及び国**の負担金百分の五十

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

- 一・一の二 (略)
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び団体(第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

- 一・一の二 (略)
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**団体**の負担金百分の五十

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

- 一・一の二 (略)
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

三 業務等による障害共済年金（

第九十条第二項（同条第四項に

おいて準用する場合を含む。）

の規定によりその額が算定され

る障害共済年金及び第百三条第

二項（同条第三項において準用

する場合を含む。）の規定によ

りその額が算定される障害共済

年金で第九十条第一項の規定に

より併合される障害のいずれか

が業務等傷病によるものである

ものを含む。）又は業務等によ

る遺族共済年金に要する費用

団体及び国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金

百分の五十、団体及び国の負担

金百分の五十

（掛金）

第百十四条（略）

2（略）

3 掛金は、総務省令で定めるとこ

ろにより、組合員の給料の額及び

期末手当等の額（その額に千円未

満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額。次項において同

三 公務等による障害共済年金（

第九十条第二項（同条第四項に

おいて準用する場合を含む。）

の規定によりその額が算定され

る障害共済年金及び第百三条第

二項（同条第三項において準用

する場合を含む。）の規定によ

りその額が算定される障害共済

年金で第九十条第一項の規定に

より併合される障害のいずれか

が公務等傷病によるものである

ものを含む。）又は公務等によ

る遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金

百分の五十、地方公共団体の負

担金百分の五十

（掛金）

第百十四条（略）

2（略）

3 掛金は、主務省令で定めるとこ

ろにより、組合員の給料の額及び

期末手当等の額（その額に千円未

満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額。次項において同

三 業務等による障害共済年金（

第九十条第二項（同条第四項に

おいて準用する場合を含む。）

の規定によりその額が算定され

る障害共済年金及び第百三条第

二項（同条第三項において準用

する場合を含む。）の規定によ

りその額が算定される障害共済

年金で第九十条第一項の規定に

より併合される障害のいずれか

が業務等傷病によるものである

ものを含む。）又は業務等によ

る遺族共済年金に要する費用

団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金

百分の五十、団体の負担金百分

の五十

（掛金）

第百十四条（略）

2（略）

3 掛金は、総務省令で定めるとこ

ろにより、組合員の給料の額及び

期末手当等の額（その額に千円未

満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額。次項において同

三 公務等による障害共済年金（

第九十条第二項（同条第四項に

おいて準用する場合を含む。）

の規定によりその額が算定され

る障害共済年金及び第百三条第

二項（同条第三項において準用

する場合を含む。）の規定によ

りその額が算定される障害共済

年金で第九十条第一項の規定に

より併合される障害のいずれか

が公務等傷病によるものである

ものを含む。）又は公務等によ

る遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金

百分の五十、地方公共団体の負

担金百分の五十

（掛金）

第百十四条（略）

2（略）

3 掛金は、主務省令で定めるとこ

ろにより、組合員の給料の額及び

期末手当等の額（その額に千円未

満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額。次項において同

じ。)を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款(長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款)で定める。

4・5 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合

に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び**国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。**以下この条において同じ。)を支給する際、組

じ。)を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款(長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款)で定める。

4・5 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合

に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに**相当する手当を含む。**以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払

じ。)を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款(長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款)で定める。

4・5 (略)

じ。)を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款(長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款)で定める。

4・5 (略)

合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わって組合に払い込まなければならない。

3
3
6 (略)

い
込まなければならない。

3
3
6 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

		<p>読替後（派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後）</p> <p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第二条第一項第六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二条第一項第六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>条第三項 第百十三 条第二項</p>	<p>第百十三 条第二項 第一号か ら第四号 まで</p>	<p>分 以外の部 各号列記 条第二項 第百十三 条第二項</p>	<p>(略)</p>	
<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>組合員の掛金及び地方公 共団体（市町村立学校職 員給与負担法第一条又は 第二条の規定により都道 府県がその給与を負担す る者にあつては、都道府 県。以下この条において 同じ。）の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>
<p>国</p>	<p>法科大学院設置者及び国</p>	<p>組合員の掛金、法科大学院 及び検察官その他の一般職の国家公務 員の派遣に関する法律（平成十五年法 律第四十号）第三条第一項に規定する 法科大学院設置者（以下「法科大学院 設置者」という。）の負担金及び国の 負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）並びにこれらに相当するものと して警察共済組合の運営規則で定める ものとし、その他の職員については、 これらに準ずる給与</p>
<p>条第三項 第百十三 条第二項</p>	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項及び 第四項</p>	<p>分 以外の部 各号列記 条第二項 第百十三 条第二項</p>	<p>(略)</p>	
<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>組合員の掛金及び地方公 共団体（市町村立学校職 員給与負担法第一条又は 第二条の規定により都道 府県がその給与を負担す る者にあつては、都道府 県。以下この条において 同じ。）の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>
<p>国</p>	<p>国</p>	<p>組合員の掛金及び国の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）とし、その他の職員については 、これらに準ずる給与</p>

(略)	(略)		条第一項 第一百六	(略)	項 及び第四
(略)	(略)	体 独立行政法人又は職員団	地方公共団体、特定地方 職員団体	(略)	
(略)	(略)		法科大学院設置者及び国	(略)	
(略)	(略)		条第一項 第一百六	(略)	
(略)	(略)		地方公共団体	(略)	
(略)	(略)		国	(略)	

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第一百十三号第二項から第四項まで及び第一百十六号第一項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第十条第二項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第十条第二項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替部分

<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>
<p>派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これ</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

に準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

律第四十号) 第二条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。) 掛金百分の五十、**法科大学院設置者及び国**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**法科大学院設置者及び国**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**法科大学院設置者及び国**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。) 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

- 一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。) 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。) 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体の負担金百分の五十**
- 三 公務等による障害共済年金(第九十条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
法科大学院設置者及び国の負担金百分の百

四 社事業に要する費用 掛金百分の五十、**法科大学院設置者及び国**の負担金百分の五十

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百
四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

国の負担金百分の百
四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百
四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第一百六条 **法科大学院設置者及び**

国の機関は、それぞれ**第百十三条**第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び**第四項**の規定により**法科大学院設置者及び国**が負担すべき金額（**第百十四条**の二第一項及び**第百十四条**の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに**第百十四条**の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第一百六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ**第百十三条**第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び**第四項**の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（**第百十四条**の二第一項及び**第百十四条**の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに**第百十四条**の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込ま

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第一百六条 **国**の機関、**特定地方独**

立行政法人又は職員団体は、それぞれ**第百十三条**第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び**第四項**の規定により**国**、**特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（**第百十四条**の二第一項及び**第百十四条**の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに**第百十四条**の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

する費用の額の二分の一に相当する額

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第一百六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ**第百十三条**第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び**第四項**の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（**第百十四条**の二第一項及び**第百十四条**の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに**第百十四条**の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込ま

2
～
4

(略)

2
～
4

(略) なければならない。

2
～
4

(略)

2
～
4

(略) なければならない。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

		<p>読替後（派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後）</p> <p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第二条第一項第六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>地方公務員法第二十五条第二項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二条第一項第六号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

<p>第百十三 条第二項 第一号か ら第四号 まで</p>	<p>分 以外の部 各号列記 第百十三 条第二項 、当該各号 に掲げるもの は、当該各号 に掲げる割合 により、組合 員の掛金及 び地方公共 団体の（市町 村 立学校職員 給与負担法 第一号又は 第二号の規 定により都 道府県がそ の給与を負 担する者に あつては、 都道府県。以下この条 において同じ。）の負担 金</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>
<p>法科大学院設置者及び国</p>	<p>次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三号第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>	
<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項及び 第四項</p>	<p>分 以外の部 各号列記 第百十三 条第二項 、当該各号 に掲げるもの は、当該各号 に掲げる割合 により、組合 員の掛金及 び地方公共 団体の（市町 村 立学校職員 給与負担法 第一号又は 第二号の規 定により都 道府県がそ の給与を負 担する者に あつては、 都道府 県。以下この条において 同じ。）の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>
<p>国</p>	<p>組合員の掛金及び国の負担金</p>	<p>(略)</p>	<p>律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>	

(略)	(略)		第一百十六 条第一項	(略)	第一百十三 条第二項 及び第四 項
(略)	(略)	地方公共団体、特定地方 独立行政法人又は職員団 体	地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体	(略)	地方公共団体
(略)	(略)	法科大学院設置者及び国	法科大学院設置者及び国の機関	(略)	国
(略)	(略)		第一百十六 条第一項	(略)	
(略)	(略)		地方公共団体	(略)	
(略)	(略)		国	(略)	

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項から第四項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第十一条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>
<p>派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これ</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

に準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、**法科大学院設置者**及び**国**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**法科大学院設置者**及び**国**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**法科大学院設置者**及び**国**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定に

を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定に

を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**国**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定に

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定に

より併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

法科大学院設置者及び国の負担金百分の百

四 社事業に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者及び国の負担金百分の五十

3 国は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

より併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

より併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3 国は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

より併合される障害のいずれかが公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用

地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度にお

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **法科大学院設置者及び**

国の機関は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**法科大学院設置者及び国**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **国**の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**国**、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

ける基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2
～
4

(略)

く。)を、毎月、組合に払い込ま
なければならぬ。
2
～
4

(略)

に払い込まなければならぬ。
2
～
4

(略)

く。)を、毎月、組合に払い込ま
なければならぬ。
2
～
4

(略)

(改正後)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第四条第一項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号並びに第一百六条第一項の読替え

（傍線部分は派遣法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

読替後（派遣法施行令第四条第一項の規定による読替後）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づき給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は

読替前（派遣法施行令第四条第一項の規定による読替前）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

2～4 (略)

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金 百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金 百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金 百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金 百分の五十

3～6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体及び国の機関は、それぞれ第百十三条第二項又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により地方公共団体及び国が負

2～4 (略)

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十

3～6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第

担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3（略）

（地方公共団体及び国の報告等）

第百四十四条の三十一 地方公共団体及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3（略）

（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第四条第一項の規定による地共済令第六十八条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第四条第一項の規定による読替後）</p>	<p>読替前（派遣法施行令第四条第一項の規定による読替前）</p>
<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一〜八（略）</p>	<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一 組合員の数及び被扶養者の数を組合に報告すること。 二 組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に報告すること。 三 組合員の厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与並びに報酬及び期末手当等に関する事項を組合に報告すること。 四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。 五 組合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを組合に送付すること。 六 組合から給付金、貸付金その他組合員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。 七 組合員（組合員であつた者を含む。）の履歴の証明をすること。 八 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。</p>
<p>2 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣</p>	<p>2 国の職員について前項の規定を適用する場合には、同項中「地</p>

に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者について前項の規定を適用する場合には、同項中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは、「地方公共団体及び国」とする。

方公共団体」とあるのは、「国」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

読替後（派遣法施行令第六条第一項の規定による読替後）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づき給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づき給与（報酬に該当しない

読替前（派遣法施行令第六条第一項の規定による読替前）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

給与に限る。)のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

2
↳
4 (略)

2
↳
4 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第四百一条の二の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後（派遣法施行令による読替後の改正後地共済法第四百一条の二）

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第

読替前（一元化法による改正後地共済法第四百一条の二）

（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第

六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百三十三条第六項中「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「第八十二条第一項」とあるのは、「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第百三十八条及び第百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表

（傍線部分は一元化法による改正前地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令で読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十一条の二の規定による読替後）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百四十一条の二の規定による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正後地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり</p>

「とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 職員引継一般地方独立行政法人及び国の機関は、それぞれ第百十三条第二項(

「とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ

、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十

同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を

れ第百十三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を

三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する

負担する。

(職員引継一般地方独立行政法人及び国の報告等)

第四百四十四条の三十一 職員引継一般地方独立行政法人及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

負担する。

(地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表

（傍線部分は一元化法による改正後地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令により読み替えられた読替後の改正後地共済法第百四十一条の二により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百十三条第六項により読み替えられた地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百四十一条の二により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百十三条第六項による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正後地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>
<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>

<p>百分の五十、職員引継一般地方 独立行政法人の負担金及び国の 負担金百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費 用 掛金百分の五十、職員引継 一般地方独立行政法人の負担金 及び国の負担金百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継一 般地方独立行政法人の負担金及 び国の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、職員引継一般地方 独立行政法人の負担金及び国の 負担金 百分の五十</p>	<p>百分の五十、第六項に規定する 職員団体又は職員引継一般地方 独立行政法人の負担金 百分の 五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費 用 掛金百分の五十、第六項に 規定する職員団体又は職員引継 一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規 定する職員団体又は職員引継一 般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、第六項に規定する 職員団体又は職員引継一般地方 独立行政法人の負担金 百分の 五十</p>	<p>百分の五十、第六項に規定する 職員団体又は特定地方独立行政 法人の負担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費 用 掛金百分の五十、第六項に 規定する職員団体又は特定地方 独立行政法人の負担金 百分の 五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規 定する職員団体又は特定地方独 立行政法人の負担金 百分の五 十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、第六項に規定する 職員団体又は特定地方独立行政 法人の負担金 百分の五十</p>	<p>百分の五十、地方公共団体の負 担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費 用 掛金百分の五十、地方公共 団体の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団 体の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、地方公共団体の負 担金 百分の五十</p>
---	---	---	---

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条第一項の規定による地共済令第六十八条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読 替 後（派遣法施行令第六条第一項の規定による読替後）</p>	<p>読 替 前（派遣法施行令第六条第一項の規定による読替前）</p>
<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一～八 （略）</p>	<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一 組合員の数及び被扶養者の数を組合に報告すること。 二 組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に報告すること。 三 組合員の厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与並びに報酬及び期末手当等に関する事項を組合に報告すること。 四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。 五 組合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを組合に送付すること。 六 組合から給付金、貸付金その他組合員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。 七 組合員（組合員であつた者を含む。）の履歴の証明をすること。 八 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。</p>

2 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者について前項の規定を適用する場合には、同項中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは、「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする。

2 国の職員について前項の規定を適用する場合には、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第二条第五号及び第六号の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

読替後（派遣法施行令第六条の二第一項の規定による読替後）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づき給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づき給与（報酬に該当しない

読替前（派遣法施行令第六条の二第一項の規定による読替前）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

給与に限る。)のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

2
↳
4 (略)

2
↳
4 (略)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第四百一条の四の読替え

（傍線の部分は読替部分）

読替後（派遣法施行令による読替後の改正後地共済法第四百一条の四）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者

（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六

読替前（一元化法による改正後地共済法第四百一条の四）

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者

（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「同法第六

号) 第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第六項中「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」と、第百十五条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関」と、「第八十二条第一項」とあるのは、「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」と、第百三十八条中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、第百四十四条の三十一(見出しを含む)中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

号) 第六条第三項」と、「組合の組合員」とあるのは「組合(職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第六章、第百三十八条及び第百四十四条の三十一(見出しを含む)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百三十八条及び第百四十四条の三十一の読替え 三段表

（傍線部分は一元化法による改正後地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令で読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十一条の四の規定による読替後）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百四十一条の四の規定による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正後地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 255（略） 6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり</p>

。の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の機関は、それぞれ第百十三条第

「とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ

、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十

二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3（略）

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継等合併一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶

れ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3（略）

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者

三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3（略）

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と

所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国の報告等)

第百四十四条の三十一 職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済法第百十三条第二項の読替え 四段表

（傍線部分は一元化法による改正後地共済法による読替部分、網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令により読み替えられた読替後の改正後地共済法第百四十一条の四により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第六項により読み替えられた地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百四十一条の四により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百十三条第二項）</p>	<p>読替後（一元化法による改正後地共済法第百十三条第六項による読替後）</p>	<p>読替前（一元化法による改正後地共済法）</p>
<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略） 2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>
<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>	<p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金</p>

<p>百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国の負担金 百分の五十</p>	<p>百分の五十、第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p>	<p>百分の五十、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の負担金 百分の五十</p>	<p>百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金 百分の五十</p>
---	---	---	---

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第六条の二第一項の規定による地共済令第六十八条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第六条の二第一項の規定による読替後）</p>	<p>読替前（派遣法施行令第六条の二第一項の規定による読替前）</p>
<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一〜八（略）</p>	<p>（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等） 第六十八条 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事務を行うものとする。 一 組合員の数及び被扶養者の数を組合に報告すること。 二 組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に報告すること。 三 組合員の厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第四号に規定する賞与並びに報酬及び期末手当等に関する事項を組合に報告すること。 四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。 五 組合員（組合員であつた者を含む。）又はその遺族から給付に関する請求書その他の書面を受理し、これを証明し、及びこれを組合に送付すること。 六 組合から給付金、貸付金その他組合員に係る支払金の送付を受け、これを受ける権利を有する者に支払うこと。 七 組合員（組合員であつた者を含む。）の履歴の証明をすること。 八 組合員（組合員であつた者を含む。）に係る退職手当支給制限等処分に相当する処分に関する事項であつて退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うために必要なものを組合に報告すること。</p>
<p>2 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣</p>	<p>2 国の職員について前項の規定を適用する場合には、同項中「地</p>

に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者について前項の規定を適用する場合には、同項中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは、「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする。

方公共団体」とあるのは、「国」とする。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による地共済法第百四十四条の三第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後）</p>	<p>（団体職員の取扱い） 第百四十四条の三（略）</p> <p>2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、第四章中「公務」とあるのは「業務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読替前（派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前）</p>	<p>（団体職員の取扱い） 第百四十四条の三（略）</p> <p>2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、第四章中「公務」とあるのは「業務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 136 667 607"> <p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="667 136 831 607"> <p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1115 667 1585"> <p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p> </td> <td data-bbox="667 1115 831 1585"> <p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p> </td> </tr> </table>	<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二</p>				
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>				

	<p>第二條第一項第六号</p>
	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>
<p>項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの</p>	<p>第四百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四條第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三條第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は檢察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定めるもの</p>
	<p>第二條第一項第六号</p>
	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>
<p>第四百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四條第二項に規定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>	<p>に相当するもの</p>

<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>地方公共団体（市町村立 学校職員給与負担法（昭 和二十三年法律第百三十 五号）第一条又は第二条 の規定により都道府県が その給与を負担する者に あつては、都道府県。以 下この条において同じ。</p>	<p>団体（第百四十四条の三第一項に規定 する団体をいう。以下この条において 同じ。）の負担金及び国</p>
<p>第百十三 条第二項 各号</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>団体及び国</p>
<p>第百十五 条第二項</p>	<p>相当する手当</p>	<p>相当する手当及び国家公務員退職手当 法（昭和二十八年法律第百八十二号） に基づく退職手当又はこれに相当する 手当</p>
<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>地方公共団体（市町村立 学校職員給与負担法（昭 和二十三年法律第百三十 五号）第一条又は第二条 の規定により都道府県が その給与を負担する者に あつては、都道府県。以 下この条において同じ。</p>	<p>団体（第百四十四条の三第一項に規定 する団体をいう。以下この条において 同じ。）</p>
<p>第百十三 条第二項 第三号及 び第四号</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>団体</p>

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第七条第一項の規定による第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項及び第百十五条第二項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正後地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第七条第一項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第七条第一項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替部分

<p style="text-align: center;">派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>
<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第七条第一項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十四条の三第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給料及び同条第二項に規定する</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 第百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>

る手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十四条第二項に規

いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当

る手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたもの又はこれらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するものをいう。

六 期末手当等 第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対償として受ける給与で、地方自治法第二百四十四条第二項に規

いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当

定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道

定する期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び団体（第百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道

一・二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用
掛金百分の五十、**団体及び国**
の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金
百分の五十、**団体及び国**の負担
金百分の五十

3 6 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)

の給与支給機関は、組合員が組合
に対して支払うべき掛金等以外の
金額又は前項の規定により控除し
て払い込まれなかつた掛金等の金
額があるときは、報酬その他の給

府県。以下この条において同じ。
の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号
に掲げるものを除く。) 掛金
百分の五十、地方公共団体の負
担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費
用 掛金百分の五十、地方公共
団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用
掛金百分の五十、**地方公共団**
体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金
百分の五十、**地方公共団体の負**
担金百分の五十

3 6 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)

の給与支給機関は、組合員が組合
に対して支払うべき掛金等以外の
金額又は前項の規定により控除し
て払い込まれなかつた掛金等の金
額があるときは、報酬その他の給

一・二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用
掛金百分の五十、**団体**の負担
金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金
百分の五十、**団体**の負担金百分
の五十

3 6 (略)

府県。以下この条において同じ。
の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号
に掲げるものを除く。) 掛金
百分の五十、地方公共団体の負
担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費
用 掛金百分の五十、地方公共
団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用
掛金百分の五十、**地方公共団**
体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金
百分の五十、**地方公共団体の負**
担金百分の五十

3 6 (略)

与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3
3
6
（略）

与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3
3
6
（略）

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>読替前（派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>	<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>

<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第一百三十二条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県</p>	<p>第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三條第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>第一百三十二条第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第一百三十二条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。</p>	<p>国</p>

	<p>第百十三 条第二項 第一号か ら第四号 まで</p>	<p>第百十三 条第三項 から第五 項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十六 条第一項</p>	<p>がその給与を負担する者 にあつては、都道府県。 以下この条において同じ 。)の</p>
	<p>法科大学院設置者及び国</p>	<p>国</p>	<p>(略)</p>	<p>法科大学院設置者及び国の機関 第八十二条第五項の規定により読み替 えられた同条第一項</p>	
	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>		<p>(略)</p>	<p>第百十六 条第一項</p>	<p>)の</p>
	<p>国</p>		<p>(略)</p>	<p>地方公共団体の機関 国の機関 規定により地方公共団体 規定により国</p>	

(略)	(略)	
(略)	(略)	地方公共団体、特定地方 独立行政法人又は職員団 体（第三項において「地 方公共団体等」という。
(略)	(略)	法科大学院設置者及び国
(略)	(略)	
(略)	(略)	職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」と いう。）
(略)	(略)	職員団体

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十条第二項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十二条第二項から第五項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第十条第二項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第十条第二項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>
<p>派遣法施行令第十条第二項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第十条第二項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>

るもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

るものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に

規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給

規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要す

付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下

る費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。

。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の

この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第一百零四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 (略)

規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第一百零四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業

年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわた

2

組合の事業に要する費用で第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、法科大学院設置者及び国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者及び国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者及び国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者

2

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負

2

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の

2

つて均衡を保つことができるように定める。

組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負

及び国の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 国は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担す

担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める

五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 国は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担す

担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 地方公共団体は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める

る。
一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **法科大学院設置者及び**

国の機関は、それぞれ第百十三条

第二項（同条第六項の規定により

額を負担する。
一・二 (略)

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団

体は、それぞれ第百十三条第二項

る。
一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **国の機関、特定地方独**

立行政法人又は職員団体は、それ

ぞれ第百十三条第二項（同条第六

額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

特定地方独立行政法人又は職員団

体は、それぞれ第百十三条第二項

2・3 (略)	<p>読み替えて適用する場合を含む。</p> <p>）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
2・3 (略)	<p>（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
2・3 (略)	<p>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
2・3 (略)	<p>（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分は派遣法施行令による読替部分）

<p>読替後（派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>
<p>読替前（派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>

<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第一百三十二条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県</p>	<p>第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三條第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>第一百三十二条第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>国</p>
<p>第一百三十二条第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。</p>	<p>国</p>

	<p>第百十三 条第二項 第三号</p>	<p>第百十三 条第三項 から第五 項まで</p>	(略)	<p>第百十六 条第一項</p>		
<p>がその給与を負担する者 にあつては、都道府県。 以下この条において同じ 。)の</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	(略)	<p>地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体</p>	<p>第八十二条第一項</p>	<p>地方公共団体、特定地方 独立行政法人又は職員団</p>
	<p>法科大学院設置者及び国</p>	<p>国</p>	(略)	<p>法科大学院設置者及び国の機関</p>	<p>第八十二条第五項の規定により読み替 えられた同条第一項</p>	<p>法科大学院設置者及び国</p>
	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>		(略)	<p>第百十六 条第一項</p>		
<p>)の</p>	<p>地方公共団体</p>		(略)	<p>地方公共団体の機関</p>	<p>規定により地方公共団体</p>	<p>職員団体(第三項におい て「地方公共団体等」と</p>
	<p>国</p>		(略)	<p>国の機関</p>	<p>規定により国</p>	<p>職員団体</p>

(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>体(第三項において「地方公共団体等」という。</p>
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	<p>いう。</p>
(略)	(略)	

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）第十一条第四項の規定による地共済法第二条第一項第五号及び第六号、第百十三条第二項から第五項まで及び第百十六条第一項の読替え 四段表

傍線部分は一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替部分

波線部分は派遣法施行令第十一条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前</p>	<p style="text-align: center;">派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>
<p>派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替後</p>	<p>派遣法施行令第十一条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>

るもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受け、る職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

るものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受け、る職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び

同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百四十五条及び第一百四十四条の二第

同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百四十五条及び

二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規

び第四百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合

定による国の負担に係るものを除く。)を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)は、各組合ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者(第一百二十四条第四項及び第四百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を有する者)を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 (略)

の事務に要する費用(第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。)を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。)は、各組合ごとに当該組合を組織する職員(介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者(第一百二十四条第四項及び第四百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。)の資格を有する者)を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるよう

に定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号

2 組合の事業に要する費用で第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国の負担金をもつて充てる。

一・二 （略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、法科大学院設置者及び国の負担金百分の五

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一・二 （略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の第三一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 (略)

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のう

四 (略)

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要す

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**国**の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のう

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要す

ち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **法科大学院設置者及び**

る費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

ち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **国の機関、特定地方独**

る費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、**

<p>2・3 (略)</p>	<p>国の機関は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないことを除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないことを除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないことを除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないことを除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>

(改正前)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第八条の読替表

（傍線の部分は読替部分）

<p>読 替 後</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>読 替 前</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十

3～7 (略)

(負担金)

第二百二条 法科大学院設置者及び国は、それぞれ第九十九条第二項及び第四項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額（第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金（第八十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。）又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3～7 (略)

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第

する金額を除く。)を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項の規定により負担することとなる費用(同項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため法科大学院設置者及び国が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額(第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。)を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。)に充てるため国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（給付額の算定の基準となる給料等）</p> <p>第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき組合の運営規則で定める仮定給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて組合の運営規則で定める仮定給料日額とする。</p> <p>2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。</p> <p>（再評価率の改定等）</p> <p>第四十四条の二（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等）</p> <p>第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。</p> <p>2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。</p> <p>（再評価率の改定等）</p> <p>第四十四条の二（略）</p>

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 (略)

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第四十四条の三 (略)

2 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 (略)

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第四十四条の三 (略)

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前

の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3・4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率

項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3・4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率(同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

第四十四条の五 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た

4・5 (略)

第四十四条の五 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文

率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一〜二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した組合の運営規則で定める仮定給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3〜7 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができ

に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一〜二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3〜7 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができ

なくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

なくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間（第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間）一日につき給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一〇五 (略)

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

一〇五 (略)

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。）を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2～4 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る組合の運営規則で定める仮定給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については組合の運営規則で定める仮定給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2～4 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を組合の運営規則で定める仮定給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

(費用の負担)

第一百三十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

一〜四 (略)

3〜7 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第一百五十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下こ

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

(費用の負担)

第一百三十三条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金をもつて充てる。

一〜四 (略)

3〜7 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第一百五十五条 (略)

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除

の条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3～6 (略)

(負担金)

第十六条 地方公共団体及び国の機関は、それぞれ第十三条第二項及び第四項の規定により地方公共団体及び国が負担すべき金額(第十四条の二第一項及び第十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2～4 (略)

(地方公共団体及び国の報告等)

第四十四条の三十一 地方公共団体及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3～6 (略)

(負担金)

第十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第十三条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額(第十四条の二第一項及び第十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2～4 (略)

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法第四百四十一条の二の規定による読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(設立) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 職員引継一般地方独立行政法人(第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員は、政令で定めるところにより、設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員を組合員とする組合のうちいずれかの組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員となるものとする。</p> <p>(給付の決定及び支払) 第四十三条 (略)</p> <p>2 組合は、給付の原因である事故が業務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、業務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(給付額の算定の基準となる給料等) 第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期</p>	<p>(設立) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員は、政令で定めるところにより、設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員を組合員とする組合のうちいずれかの組合の組合員となるものとする。</p> <p>(給付の決定及び支払) 第四十三条 (略)</p> <p>2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(給付額の算定の基準となる給料等) 第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期</p>

給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき組合の運営規則で定める仮定給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて組合の運営規則で定める仮定給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に再評価率(別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

(再評価率の改定等)

第四十四条の二 (略)

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額(以下「前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等」という。)に係る再評価率 前項第三

給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて給料日額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率(別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

(再評価率の改定等)

第四十四条の二 (略)

2 次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額(以下「前年度の掛金の標準となつた給料の額等」という。)に係る再評価率 前項第三号に掲げる率(以下「可処分所得割合変化率」という。)

号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 (略)

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第四十四条の三 (略)

2 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3・4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 (略)

二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額（以下「前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

3 (略)

4 当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 (略)

第四十四条の三 (略)

2 前年度の掛金の標準となつた給料の額等及び前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3・4 (略)

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十四条の四 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

第四十四条の五 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定につ

2 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率の設定については、第四十四条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

第四十四条の五 (略)

2 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定につ

いては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額と掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

(療養の給付)

いては、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の掛金の標準となつた給料の額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率（前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 調整期間における当該年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の掛金の標準となつた給料の額と掛金の標準となつた期末手当等の額に係る基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率）に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4・5 (略)

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の業務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した組合の運営規則で定める仮定給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3〇7 (略)

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2〇6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3〇7 (略)

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2〇6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養

に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2・3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2・4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が業務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2・7 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が業務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2・3 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員

に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2・3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2・4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2・7 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2・3 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員

を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。)が業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2～8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき組合

を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。)が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2～8 (略)

(出産手当金)

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前四十二日(多胎妊娠の場合にあつては、九十八日)から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額(当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)を支給する。

2 (略)

(休業手当金)

第七十条 組合員が次の各号の一に掲げる事由により欠勤した場合には、休業手当金として、その期間(第二号から第四号までの各号については、当該各号に掲げる期間内においてその欠勤した期間)一日につき給料

の運営規則で定める仮定給料日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一・二 (略)

三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
五日

四・五 (略)

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後

日額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、傷病手当金又は出産手当金を支給する場合には、その期間内は、この限りでない。

一・二 (略)

三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
五日

四・五 (略)

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2 (略)

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により支給すべきこととされる給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額が、給付上限相当額（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十七条第四項第二号ハに定める額（当該額が同法第十八条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）に相当する額に三十を

の額)に相当する額に三十を乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。)を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき組合の運営規則で定める仮定給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2~4 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る組合の運営規則で定める仮定給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

乗じて得た額の百分の四十に相当する額を二十二で除して得た額をいう。)を超える場合における第一項の規定の適用については、同項中「給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額」とあるのは、「第三項に規定する給付上限相当額」とする。

4 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認(主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認)を受けたものをいう。以下この条において同じ。)をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2~4 (略)

(給料との調整)

第七十一条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受ける場合には、その受ける金額を基準として政令で定める金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については組合の運営規則で定める仮定給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を組合の運営規則で定める仮定給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第八十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつ

第七十二条 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したときは、組合員については給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については当該金額の百分の七十に相当する金額の家族弔慰金を組合員に支給する。

(災害見舞金)

第七十三条 組合員が前条に規定する非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたときは、災害見舞金として、別表第一に掲げる損害の程度に応じ、同表に定める月数を給料に乗じて得た金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

(組合員である間の退職共済年金の支給の停止等)

第八十一条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分、第八十条第一項に規定する加給年金額に相当する部分及び前条第四項の規定により加算される金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十

た組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職共済年金の額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 (略)

3~5 (略)

6 第二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる組合の運営規則で定める仮定給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7・8 (略)

(障害共済年金の額)

第八十七条 (略)

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が業務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。

二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職共済年金の額（第七十九条第一項第二号に掲げる金額、第八十条第一項に規定する加給年金額及び前条第四項の規定により加算される金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が停止解除調整開始額以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 (略)

3~5 (略)

6 第二項の規定により退職共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7・8 (略)

(障害共済年金の額)

第八十七条 (略)

2 第八十四条若しくは第八十五条の場合において障害共済年金の給付事由となつた障害が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。）による傷病（以下「公務等傷病」という。

（）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一・二（略）

3～5（略）

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）

第九十二条（略）

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額の総額を十二で除して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害共済

（）によるものであるとき、又は前条の場合において同条第一項に規定する基準障害と他の障害がいずれも公務等傷病によるものであるときにおけるこれらの規定による障害共済年金（以下「公務等による障害共済年金」という。）の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。

一・二（略）

3～5（略）

（組合員である間の障害共済年金の支給の停止等）

第九十二条（略）

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害共済年金の額のうち、当該各号に定める金額に相当する部分及び第八十八条第一項に規定する加給年金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額相当額（各年の一月から八月までの各月にあつては当該前年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいい、各年の九月から十二月までの各月にあつては当該年の五月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に同項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額と当該各月以前の一年間の掛金の標準となつた期末手当等の額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害共済年金の額（第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項に

年金の額（第八十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる金額（同条第四項又は第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二（略）

3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる組合の運営規則で定める仮定給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4・5（略）

（障害一時金の受給権者）

第九十六条 業務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始

において準用する場合を含む。）の規定により算定された障害共済年金にあつては、これらの規定により算定した金額のうち政令で定める金額）及び第八十八条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が第八十一条第三項に規定する停止解除調整開始額（以下この項において「停止解除調整開始額」という。）以下である場合 在職中支給基本額に相当する金額

二（略）

3 前項の規定により障害共済年金の一部の支給が行われている間に、その支給を受けている者の掛金の標準となる給料の額に著しい変動が生じた場合その他政令で定める場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4・5（略）

（障害一時金の受給権者）

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始

後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(退職共済年金の額の特例)

第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に再評価率を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

2 (略)

(離婚特例適用請求)

第百五条 第一号特例適用者（組合員又は組合員であつた者であつて、第百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）又は

後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(退職共済年金の額の特例)

第百二条 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に支給する退職共済年金の額は、第七十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した金額に地方公共団体の長の平均給与月額（地方公共団体の長であつた期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の百分の四十三・八四六に相当する金額を加算した額とする。

2 (略)

(離婚特例適用請求)

第百五条 第一号特例適用者（組合員又は組合員であつた者であつて、第百七条の三第一項第一号及び第二項第一号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）又は第二号特例適用者（第一号特例適用者の配偶者であつた者

第二号特例適用者（第一号特例適用者の配偶者であつた者であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他の総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び期末手当等の額（第一号特例適用者及び第二号特例適用者（以下これらの者を「当事者」という。）の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「離婚特例」という。）の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一・二（略）

2・3（略）

（請求すべき按あん分割合）

第百六条 請求すべき按あん分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与総額（対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた組合の

であつて、同条第一項第二号及び第二項第二号の規定によりこれらの規定に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定が適用される者をいう。以下同じ。）は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を除く。）、婚姻の取消しその他総務省令で定める事由をいう。以下この款において同じ。）をした場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、組合（市町村職員共済組合若しくは都市職員共済組合の組合員であつた者又はその配偶者であつた者にあつては、市町村連合会。以下この款において同じ。）に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の総務省令で定める期間をいう。以下同じ。）に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額（第一号特例適用者及び第二号特例適用者（以下これらの者を「当事者」という。）の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額をいう。以下この款において同じ。）に係る特例（以下「離婚特例」という。）の適用を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから二年を経過したときその他の総務省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

一・二（略）

2・3（略）

（請求すべき按あん分割合）

第百六条 請求すべき按あん分割合は、当事者それぞれの対象期間標準給与総額（対象期間に係る組合員期間の各月の掛金の標準となつた給料の

運営規則で定める仮定給料の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下「按あん分割合の範囲」という。)内で定められなければならない。

2 (略)

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第一百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に「一から離婚特例割合(按あん分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)」を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額(掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に当事者を受給権者とみなして対象期間の末日において適用される再評価率を乗じて得た額の合算額をいう。以下同じ。)の合計額に対する第二号特例適用者の対象期間標準給与総額の割合を超え二分の一以下の範囲(以下「按あん分割合の範囲」という。)内で定められなければならない。

2 (略)

(掛金の標準となつた給料の額等に係る特例)

第一百七条の三 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた給料の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた給料の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 第一号特例適用者 第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に「一から離婚特例割合(按あん分割合を基礎として総務省令で定めるところにより算定した率をいう。以下同じ。)」を控除して得た率を乗じて得た額

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額(掛金の標準となつた給料の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた給料の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

2 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 (略)

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とみなされた額(次条第二項において「離婚特例適用額」という。)は、当該離婚特例適用請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定)

第七七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合)あつては、政令で定める期間)並びに対象

2 組合は、離婚特例適用請求があつた場合において、第一号特例適用者が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する対象期間に係る組合員期間の各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をその者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなして、この法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

一 (略)

二 第二号特例適用者 第二号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額(掛金の標準となつた期末手当等の額を有しない月にあつては、零)に、第一号特例適用者の掛金の標準となつた期末手当等の額に離婚特例割合を乗じて得た額を加えて得た額

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額(次条第二項において「離婚特例適用額」という。)は、当該離婚特例適用請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定)

第七七条の四 退職共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項及び第二項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、対象期間に係る組合員期間の最後の月以前における組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間(対象期間の末日後に当該退職共済年金を支給すべき事由が生じた場合その他の政令で定める場合)あつては、政令で定める期間)並びに対象

期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例）

第七百七条の七 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町

期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を退職共済年金の額の計算の基礎とするものとし、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 障害共済年金の受給権者について、前条第一項及び第二項の規定により当該障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間に係る離婚特例が適用されたときは、対象期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに離婚特例適用額を基礎として、当該離婚特例適用請求のあつた日の属する月の翌月から、当該障害共済年金の額を改定する。ただし、障害共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数が三百月未満である場合の当該障害共済年金については、同条第三項の規定により組合員期間であつたものとみなされた期間（以下「離婚時みなし組合員期間」という。）は、その算定の基礎としない。

（特定組合員及び被扶養配偶者についての掛金の標準となつた給料の額等に係る特例）

第七百七条の七 組合員（組合員であつた者を含む。以下「特定組合員」という。）が組合員であつた期間中に被扶養配偶者（当該特定組合員の配偶者として国民年金法第七条第一項第三号に該当していたものをいう。以下同じ。）を有する場合において、当該特定組合員の被扶養配偶者は、当該特定組合員と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして総務省令で定めるときは、組合（市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であつた者の被扶養配偶者にあつては、市町

村連合会。以下この款において同じ。) に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び)に係る特例(以下「特定離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第七七条の十において同じ。)の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつ

村連合会。以下この款において同じ。) に対し、特定期間(当該特定組合員が組合員であつた期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定組合員の配偶者として同号に規定する第三号被保険者であつた期間をいう。以下同じ。)に係る組合員期間(次項及び第三項の規定により既に掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額に係る特例が適用された組合員期間を除く。以下この条において同じ。)の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額(特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額及び)に係る特例(以下「特定離婚特例」という。)の適用を請求することができる。ただし、当該請求をした日において当該特定組合員が障害共済年金(当該特定期間の全部又は一部をその額の算定の基礎とするものに限る。第七七条の十において同じ。)の受給権者であるときその他の総務省令で定めるときは、この限りでない。

2 組合は、前項の請求があつた場合において、特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた給料の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

3 組合は、第一項の請求があつた場合において、当該特定組合員が掛金の標準となつた期末手当等の額を有する特定期間に係る組合員期間の各月ごとに、当該特定組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額に二分の一を乗じて得た額をそれぞれ当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する

た組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とみなしてこの法律の長期給付に関する規定を適用することができる。

4 (略)

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とみなされた額（次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。）は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第七七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 (略)

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

第七七条の十 (略)

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第六十六条第一項に規定する掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額並びに第七七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた組合

規定を適用することができる。

4 (略)

5 第二項及び第三項の規定により掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とみなされた額（次条第一項において「特定離婚特例適用額」という。）は、第一項の請求のあつた日から将来に向かつてのみその効力を有する。

(退職共済年金等の額の改定の特例)

第七七条の八 退職共済年金の受給権者について、前条第二項及び第三項の規定により特定離婚特例が適用されたときは、第七十九条第一項又は第二百二条第一項の規定にかかわらず、特定期間以外の期間に係る組合員期間の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに特定離婚特例適用額を退職共済年金の額の算定の基礎とするものとし、前条第一項の請求のあつた日の属する月の翌月から、当該退職共済年金の額を改定する。

2 (略)

(特定離婚特例適用請求を行う場合の特例)

第七七条の十 (略)

2 前項の場合において、当該特定期間に係る組合員期間における第六十六条第一項に規定する掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額並びに第七七条の三第一項各号に規定する掛金の標準となつた給料の額並びに同条第二項各号に規定する掛金の標準となつた期末手当等の額については、第七七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適

の運営規則で定める仮定期末手当等の額については、第一百七条の七第二項及び第三項の規定による特定離婚特例の適用後の掛金の標準となつた組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額とする。

3・4 (略)

(費用の負担)

第一百三十三条 (略)

2・4 (略)

5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の

用後の掛金の標準となつた給料の額及び期末手当等の額とする。

3・4 (略)

(費用の負担)

第一百三十三条 (略)

2・4 (略)

5 地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）の事務に専ら従事する職員である組合員（特定地方独立行政法人の職員である組合員を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

6 特定地方独立行政法人の職員である組合員（職員団体の事務に専ら従事する者を除く。）に係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項

負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び職員引継一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（掛金）

第百十四条 （略）

2 （略）

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の組合の運営規則で定める仮定給料の額及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を標準として算定するものとし、その組合の運営規則で定める仮定給料と掛金との割合及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等と掛金との割合は、組合の定款（長期給付に係る組合員の組合の運営規則で定める仮定給料と掛金との割合及び組合の運営規則で定める仮定期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 特定地方独立行政法人の職員である組合員で職員団体の事務に専ら従事するものに係る第二項に規定する費用については、同項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは、「職員団体の負担金及び特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「特定地方独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

（掛金）

第百十四条 （略）

2 （略）

3 掛金は、主務省令で定めるところにより、組合員の給料の額及び期末手当等の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。次項において同じ。）を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合は、組合の定款（長期給付に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合については、地方公務員共済組合連合会の定款）で定める。

4 組合員のうち組合の運営規則で定める仮定給料の額が六十二万円を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については組合の運営規則で定める仮定給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、期末手当等を受けた月において、その月に受けた組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については組合の運営規則で定める仮定期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、組合の運営規則で定める仮定給料の額が九万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については組合の運営規則で定める仮定給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

5 (略)

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第四百十四条の二 (略)

2 三歳に満たない子を養育している組合員が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（総務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた場合その他政令で定める場合で組合の運営規則で定める仮定給料の一部を受けける月については、前条の規定にかかわらず、当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、組合の運営規則で定める仮定給料の額から当該組合の運営規則で定める仮定給料の一部に相当する額を控除して得た額に長期給付に係る組合の運営規則で定める仮定給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額

4 組合員のうち給料の額が六十二万円を第四十四条第二項に規定する政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を超える者は、前項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなし、期末手当等を受けた月において、その月に受けた期末手当等の額が百五十万円を超える者は、同項の規定の適用については期末手当等の額が百五十万円であるものとみなし、給料の額が九万八千円を当該政令で定める数値で除して得た額を基準として政令で定める額を下る者は、同項の規定の適用については給料の額が当該政令で定める額であるものとみなす。

5 (略)

(育児休業等の期間に係る掛金の特例)

第四百十四条の二 (略)

2 三歳に満たない子を養育している組合員が、組合に申出をしたときは、当該子を養育することとなつた日（総務省令で定める事由が生じた場合にあつては、その日）の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項又は第十九条第一項の育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けた場合その他政令で定める場合で給料の一部を受けける月については、前条の規定にかかわらず、当該月に係る掛金（長期給付に係るものに限る。）のうち、給料の額から当該給料の一部に相当する額を控除して得た額に長期給付に係る給料と掛金との割合を乗じて得た額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額については、徴収しない。

として政令で定めるところにより算定した額については、徴収しない。

一〇五 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、組合の運営規則で定める仮定給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4〇6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継一般地方独立行政法人又は職

一〇五 (略)

(掛金等の給与からの控除等)

第百十五条 組合員の給与支給機関は、毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与から掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

2 組合員(組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。)の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金以外の金額又は前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金の金額があるときは、給料その他の給与(地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。)を支給する際、組合員の給料その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3 組合員は、給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないことにより、前二項の規定による掛金に相当する金額の全部又は一部の控除及び払込みが行なわれないときは、政令で定めるところにより、その控除が行なわれるべき毎月の末日までに、その払い込まれるべき掛金に相当する金額を組合に払い込まなければならない。

4〇6 (略)

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は

員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人の報告等）

、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 （略）

4 市町村職員共済組合及び都市職員共済組合は、政令で定めるところにより、第百十三条第二項第二号及び第三号並びに第三項第二号に掲げる費用並びに同条第四項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額を、当該金額の払込みがあるごとに、市町村連合会に払い込まなければならない。

（船員組合員についての負担金の特例）

第百三十八条 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県）又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

（地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等）

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

(改正後)

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号) 第八条の読替表

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与(報酬に該当しない給与に限る。)及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。)並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与(報酬に該当しない給与に限る。)及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの(報酬に該当しない給与に限る。)とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。</p> <p>七 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第三条第一項に規定する法科大学院設置者(以下「法科大学院設置者」という。)の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、法科大学院設置者の負担金及び国の負担金百分の五十

3(8) (略)

(負担金)

第二百二条 法科大学院設置者及び国は、それぞれ第九十九条第二項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月組合に払い込まなければならない。

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3(8) (略)

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長(環境大臣を含む。)、行政執行法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百条の二及び第百条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、同条第五項の規定により負担することとなる費用（同項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため法科大学院設置者及び国が負担すべき金額（組合員に係るものに限る。）の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならぬ。

を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第三号及び第四号に掲げる費用並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する費用に充てるため国、行政執行法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限る。）の全部又は一部を、当該金額の払込みがあることに、連合会に払い込まなければならない。

○法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十五条の読替表

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（費用の負担） 第百十三条（略）</p> <p>2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。</p> <p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体及び国の負担金百分の五十</p> <p>3～6（略）</p> <p>（掛金等の給与からの控除等） 第百十五条（略）</p> <p>2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は</p>	<p>（費用の負担） 第百十三条（略）</p> <p>2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p> <p>一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十</p> <p>二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十</p> <p>三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十</p> <p>四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十</p> <p>3～6（略）</p> <p>（掛金等の給与からの控除等） 第百十五条（略）</p> <p>2 組合員（組合員であつた者を含む。以下この条において同じ。）の給与支給機関は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額又は</p>

前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3～6 (略)

(負担金)

第一百六条 地方公共団体及び国の機関は、それぞれ第一百十三条第二項又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体及び国（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第一百十四条の二及び第一百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(地方公共団体及び国の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体及び国は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

前項の規定により控除して払い込まれなかつた掛金等の金額があるときは、報酬その他の給与（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する手当を含む。以下この条において同じ。）を支給する際、組合員の報酬その他の給与からこれらの金額に相当する金額を控除して、これを組合員に代わつて組合に払い込まなければならない。

3～6 (略)

(負担金)

第一百六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第一百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第一百十四条の二及び第一百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

○一元化法による改正後の地方公務員等共済組合法第四百一条の二の規定による読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(設立) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 職員引継一般地方独立行政法人(第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員は、政令で定めるところにより、設立団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合(職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人(同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員となるものとする。</p> <p>(給付の決定及び裁定) 第四十二条 (略)</p> <p>2 組合は、短期給付又は退職等年金給付の原因である事故が業務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、業務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(療養の給付) 第五十六条 組合は、組合員の業務によらない病気又は負傷について次に</p>	<p>(設立) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員は、政令で定めるところにより、設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)の職員を組合員とする組合のうちいずれか一の組合の組合員となるものとする。</p> <p>(給付の決定及び裁定) 第四十二条 (略)</p> <p>2 組合は、短期給付又は退職等年金給付の原因である事故が公務又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十号)第二条第二項に規定する通勤をいう。以下この項において同じ。)により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>(療養の給付) 第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に</p>

掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 (略)

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2〇6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2〇3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が業務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2〇4 (略)

掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 (略)

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2〇6 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2〇3 (略)

(保険外併用療養費)

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2〇4 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が業務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2～4 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が業務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2～4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が業務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2～9 (略)

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から同項に規定する指定訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2～4 (略)

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2～4 (略)

(傷病手当金)

第六十八条 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2～9 (略)

(休業手当金)

第七十条 (略)

一・二 (略)

三 組合員の業務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
五日

四・五 (略)

(公務障害年金の受給権者)

第九十七条 業務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病(以下「公務傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

2 業務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3 (略)

4 業務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病(以下この項において

(休業手当金)

第七十条 (略)

一・二 (略)

三 組合員の公務によらない不慮の災害又は被扶養者に係る不慮の災害
五日

四・五 (略)

(公務障害年金の受給権者)

第九十七条 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病(以下「公務傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において組合員であつたものが、当該初診日から起算して一年六月を経過した日(その期間内にその公務傷病が治つたとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つたときは、当該治つた日又は当該状態に至つた日。以下「障害認定日」という。)において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合には、その障害の程度に応じて、その者に公務障害年金を支給する。

2 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかつた者が、障害認定日後六十五歳に達する日の前日までの間において、その公務傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態になつたときは、その者は、その期間内に前項の公務障害年金の支給を請求することができる。

3 (略)

4 公務により病気にかかり、又は負傷した者で、その公務傷病の初診日において組合員であつた者のうち、その公務傷病(以下この項において

「基準公務傷病」という。) 以外の公務傷病(以下この項において「その他公務傷病」という。)により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害(以下この項において「基準公務障害」という。)とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になったとき(基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病(その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5 (略)

(公務遺族年金の受給権者)

第百三条 (略)

一 組合員が、公務傷病により死亡したとき(業務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む)。

二・三 (略)

2 (略)

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2・5 (略)

6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」

「基準公務傷病」という。) 以外の公務傷病(以下この項において「その他公務傷病」という。)により障害の状態にある者が、基準公務傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準公務傷病による障害(以下この項において「基準公務障害」という。)とその他公務傷病による障害とを併合して障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態になったとき(基準公務傷病の初診日が、その他公務傷病(その他公務傷病が二以上ある場合は、全てのその他公務傷病)に係る初診日以後であるときに限る。)は、その者に基準公務障害とその他公務傷病による障害とを併合した障害の程度による公務障害年金を支給する。

5 (略)

(公務遺族年金の受給権者)

第百三条 (略)

一 組合員が、公務傷病により死亡したとき(公務により行方不明となり、失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされたときを含む)。

二・三 (略)

2 (略)

(費用の負担)

第百十三条 (略)

2・5 (略)

6 地方公務員法第五十二条の職員団体若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」

と総称する。)の事務に専ら従事する職員である組合員又は職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員(職員団体の事務に専ら従事する者を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は職員引継一般地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、職員引継一般地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)又は職員引継一般地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用の

と総称する。)の事務に専ら従事する職員である組合員又は特定地方独立行政法人の職員である組合員(職員団体の事務に専ら従事する者を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人の」として、同項の規定を適用する。

(負担金)

第百十六条 地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項(同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体(第三項において「地方公共団体等」という。)が負担すべき金額(組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。)を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

(船員組合員についての負担金の特例)

第百三十八条 地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県)又は特定地方独立行政法人は、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する短期給付に要する費用のうち、船

うち、船員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、
第百十三条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定
による船舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する
。

(地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は職員引継一般地方独立行政法人
は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に
報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行
うものとする。

員保険法に規定する給付に要する費用に係る部分については、第百十三
条第二項の規定にかかわらず、同法第百二十五条第一項の規定による船
舶所有者の負担と同一の割合によつて算定した金額を負担する。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令
で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、
又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものと
する。

【第十一條關係】

国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号） 読替表

（改正前）

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）第二条第四項による地方公務員等共済組合法第四百二十二条第二項の読替え
 （網掛け部分は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（以下「官民交流法施行令」という。）による読替部分）

<p>読替後（官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替後）</p>		<p>読替前（官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前）</p>			
<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p>		<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p>			
<p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
<p>第二条第 一項第五 号</p>	<p>地方公務員法第二十五条 第三項第一号に規定する 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給に相当するものと して警察共済組合の運営規則で定める ものとし、その他の職員については、 これに準ずる給与で政令で定めるもの</p>	<p>第二条第 一項第五 号</p>	<p>地方公務員法第二十五条 第三項第一号に規定する 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給とし、その他の職 員については、これに準ずる給与で政 令で定めるもの</p>
<p>第二条第 一項第六</p>	<p>地方自治法（昭和二十二 年法律第六十七号）第二</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適 用を受ける職員については、同法の規</p>	<p>第二条第 一項第六</p>	<p>地方自治法（昭和二十二 年法律第六十七号）第二</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適 用を受ける職員については、同法の規</p>

号	百四条の規定の適用を受 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 ける職員については、同 手当その他政令で定める給与（報酬に 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの	(略)	(略)	第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分	次の各号に掲げるものは 次各号に掲げる割合 により、組合員の掛金及 び地方公共団体（市町村 立学校職員給与負担法第 一条又は第二条の規定に より都道府県がその給与 を負担する者にあつては 、都道府県。以下この条 において同じ。）の負担 金
号	定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。）及び他の法 律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）に相当するものとして警察共済 組合の運営規則で定めるものとし、そ の他の職員については、これらに準ず る給与	(略)	(略)	第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分	次の各号（第一号、第一号の二及び第 四号を除く。）に掲げるものは、当該 各号に掲げる割合により、組合員の掛 金、国と民間企業との間の人事交流に 関する法律（平成十一年法律第二百二 十四号）第七条第三項に規定する派遣 先企業（以下「派遣先企業」という。 ）の負担金及び国の負担金
号	百四条の規定の適用を受 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 ける職員については、同 手当その他政令で定める給与（報酬に 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの	(略)	(略)	第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分	組合員の掛金及び地方公 共団体（市町村立学校職 員給与負担法第一条又は 第二条の規定により都道 府県がその給与を負担す る者にあつては、都道府 県。以下この条において 同じ。）の負担金
第百十三 条第二項	地方公共団体	派遣先企業	国		

第二号及び第二号	第百十三 条第三項 及び第四 項	(略)	第百十六 条第一項	(略)	第百四十 条の三 十一(見 出しを含 む。)
	地方公共団体	(略)	地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体	(略)	地方公共団体又は特定地 方独立行政法人
	国	(略)	派遣先企業	(略)	派遣先企業
各号、第 三項及び 第四項	(略)	(略)	第百十六 条第一項	(略)	第百四十 条の二 第二項及 び第百四 十四条の 三十一(
	(略)	(略)	地方公共団体	(略)	地方公共団体
	(略)	(略)	国	(略)	国

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）第二条第四項による地方公務員等共済組合法第二条、第一百三条及び第一百六条の読替え

傍線部分は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）による改正前地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第四百二十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（以下「官民交流法施行令」という。）第二条第四項の規定による読替部分
波線部分は官民交流法施行令第二条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替部分

<p>官民交流法施行令第一条第四項の規定による読替後</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替後</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>
<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替後</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをい</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金、国と民間企業との間

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条

う。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条

の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七條第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金及び国の負担金をもつて充てる。

一（略）

一の一（略）

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、派遣先企業の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十條第一項の規定により併合される障害のいずれか

の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一（略）

一の一（略）

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十條第一項の規定により併合される障害のいずれか

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

一の一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十條第一項の規定により併合される障害のいずれか

の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の一 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十條第二項（同條第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十條第一項の規定により併合される障害のいずれか

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
派遣先企業の負担金百分の百
四 (略)

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。
一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百
四 (略)

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。
一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**国**の負担金百分の五十

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。
一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。
一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)
第百十六条 **派遣先企業**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**派遣先企業**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)
第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)
第百十六条 **国**の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**国**、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

する額

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)
第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2
4 (略)

2
4 (略)

2
4 (略)

2
4 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 (略)

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び国の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3
6 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 (略)

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3
6 (略)

(派遣先企業の報告等)

第四百四十四条の三十一 派遣先企業は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

(国又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 国又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

(地方公共団体又は特定地方独立行政法人の報告等)

第四百四十四条の三十一 地方公共団体又は特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、組合員の異動、給与等に関し、組合に報告し、又は文書を提示し、その他組合の業務の執行に必要な事務を行うものとする。

(改正後)

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）第二条第四項による地方公務員等共済組合法第四百二十二条第二項の読替え
（網掛け部分は国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（以下「官民交流法施行令」という。）による読替部分）

読替後（官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替後）

（国の職員の取扱い）

第四百二十二条（略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの
-----------	--	--

読替前（官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前）

（国の職員の取扱い）

第四百二十二条（略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの
-----------	--	--

<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二四四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十三條第二項各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二</p>	<p>第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七條第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の</p>
<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二四四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>国</p>	<p>第百十三條第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以</p>

	<p>第百十三 条第二項 第三号</p>	<p>第百十三 条第三項 から第五 項まで</p>	(略)	<p>第百十六 条第一項</p>		
<p>条の規定により都道府県 がその給与を負担する者 にあつては、都道府県。 以下この条において同じ 。)の</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	(略)	<p>地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体</p>	<p>第八十二條第一項</p>	<p>地方公共団体、特定地方</p>
	<p>派遣先企業</p>	<p>国</p>	(略)	<p>派遣先企業</p>	<p>第八十二條第五項の規定により読み替 えられた同條第一項</p>	<p>派遣先企業</p>
	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>		(略)	<p>第百十六 条第一項</p>		
<p>下この条において同じ。)の</p>	<p>地方公共団体</p>		(略)	<p>地方公共団体の機関</p>	<p>規定により地方公共団体</p>	<p>職員団体(第三項におい</p>
	<p>国</p>		(略)	<p>国の機関</p>	<p>規定により国</p>	<p>職員団体</p>

(略)	
(略)	<p>独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。</p>
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	<p>て「地方公共団体等」という。）</p>
(略)	

○国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第九十三号）第二条第四項による地方公務員等共済組合法第二条、第一百三条及び第一百六条の読替え

傍線部分は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。）による改正後地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）第四百二十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分は国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（以下「官民交流法施行令」という。）第二条第四項の規定による読替部分
波線部分は官民交流法施行令第二条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替部分

<p>官民交流法施行令第一条第四項の規定による読替後</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>
<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替後</p>	<p>官民交流法施行令第二条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第四百二十二条第二項の規定による読替後</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除</p>

に基づく給与のうち政令で定めるものに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受け、職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）に相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受け、職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期

いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期

後期高齢者支援金等（以下「後期

後期高齢者支援金等（以下「後期

「高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百四十四条第五項及び第一百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有す

「高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百四十四条第五項及び第一百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」と

る者)を単位として、退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るものを除く。)を含む。以下この項及び次項において同じ。)にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による国の負担に係るものを除く。))を含む、第四項第一号に掲

いう。))の資格を有する者)を単位として、退職等年金給付に要する費用(退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。))を含む。以下この項及び次項において同じ。)にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。))及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))並びに介護保険法第百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用(第五項の規定による地方公共団体の負担に係

ける費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第四百四十四条の第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 (略)

るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第四百四十四条の第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費

用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号）に規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第

2 組合の事業に要する費用で第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第三項に規定する派遣先企業（以下「派遣先企業」という。）の負担金をもつて充てる。

一・二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、派遣先企業の負担金百分の五十

四 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一・二 (略)

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 (略)

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の

一 項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **派遣先企業**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及

一・二 (略)

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替

一・二 (略)

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **国の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用す

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替

<p>2・3 (略)</p>	<p>び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により派遣先企業が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第二項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>る場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により国、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第二項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。</p>

第十二条関係

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号） 読替表

（改正前）

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号） 第四条第四項による
地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分はオリパラ施行令による読替部分）

<p>読替 後（オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第 地方公務員法第二十五条 一項第五 第三項第一号に規定する 号 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給及びこれに相当す るものとして警察共済組合の運営規則 で定めるものとし、その他の職員につ いては、これに準ずる給与で政令で定 めるもの</p>
<p>読替 前（オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第 地方公務員法第二十五条 一項第五 第三項第一号に規定する 号 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給とし、その他の職 員については、これに準ずる給与で政 令で定めるもの</p>
<p>第二条第 地方自治法（昭和二十二</p>	<p>第二条第 地方自治法（昭和二十二</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適</p>

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>一項第六号</p>	<p>年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 ける職員については、同 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>	<p>用を受ける職員については、同法の規 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。）及び他の法 律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）並びにこれらに相当するものと して警察共済組合の運営規則で定める ものとし、その他の職員については、 これらに準ずる給与</p>	<p>一項第六号</p>	<p>年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 ける職員については、同 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>	<p>用を受ける職員については、同法の規 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。）及び他の法 律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）とし、その他の職員については これらに準ずる給与</p>
<p>第百十三分</p>	<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>次の各号に掲げるものは 、当該各号に掲げる割合 により、組合員の掛金及 び地方公共団体（市町村 立学校職員給与負担法第 一条又は第二条の規定に より都道府県がその給与 を負担する者にあつては 、都道府県。以下この条 において同じ。）の負担 金</p>	<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>組合員の掛金及び地方公 共団体（市町村立学校職 員給与負担法第一条又は 第二条の規定により都道 府県がその給与を負担す る者にあつては、都道府 県。以下この条において 同じ。）の負担金</p>	<p>組合員の掛金及び国の負担金</p>
<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>組織委員会及び国</p>	<p>組織委員会（以下「組織委員会」とい う。）及び国の負担金</p>	<p>国</p>		

(略)	(略)	条第二項 第二号及 び第三号	条第二項 第二号及 び第三号	(略)	条第二項 第二号及 び第三号
(略)	(略)	地方公共団 体	地方公共団 体、特定地方 独立行政法人 又は職員団 体	(略)	地方公共団 体
(略)	(略)	組織委員会 及び国	組織委員会 及び国の機 関	(略)	国
(略)	(略)	条第一項	条第一項	(略)	条第二項 各号、第 三項及び 第四項
(略)	(略)		地方公共団 体	(略)	
(略)	(略)		国	(略)	

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第四項による地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え

傍線部分は一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分はオリパラ施行令第四条第四項の規定による読替部分

波線部分はオリパラ施行令第四条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>
<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これ</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

に準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パ

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第

二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与

ラリンピック競技大会特別措置法
(平成二十七年法律三十三号) 第
八条第一項に規定する組織委員会
(以下「組織委員会」という。)
及び国の負担金をもつて充てる。

一 (略)

一の二 (略)

二 長期給付に要する費用 掛金
百分の五十、組織委員会及び国
の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第
九十条第二項(同条第四項に
おいて準用する場合を含む。))
の規定によりその額が算定され
る障害共済年金及び第百三条第
二項(同条第三項において準用
する場合を含む。))の規定によ
りその額が算定される障害共済
年金で第九十条第一項の規定に
より併合される障害のいづれか
が公務等傷病によるものである

を負担する者にあつては、都道府
県。以下この条において同じ。)
の負担金をもつて充てる。

一 (略)

一の二 (略)

二 長期給付に要する費用 掛金
百分の五十、地方公共団体の負
担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第
九十条第二項(同条第四項に
おいて準用する場合を含む。))
の規定によりその額が算定され
る障害共済年金及び第百三条第
二項(同条第三項において準用
する場合を含む。))の規定によ
りその額が算定される障害共済
年金で第九十条第一項の規定に
より併合される障害のいづれか
が公務等傷病によるものである

一 短期給付に要する費用(次号
に掲げるものを除く。) 掛金
百分の五十、国の負担金百分の
五十

一の二 介護納付金の納付に要す
る費用 掛金百分の五十、国の
負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
百分の五十、国の負担金百分の
五十

三 公務等による障害共済年金(第
九十条第二項(同条第四項に
おいて準用する場合を含む。))
の規定によりその額が算定され
る障害共済年金及び第百三条第
二項(同条第三項において準用
する場合を含む。))の規定によ
りその額が算定される障害共済
年金で第九十条第一項の規定に
より併合される障害のいづれか
が公務等傷病によるものである

を負担する者にあつては、都道府
県。以下この条において同じ。)
の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用(次号
に掲げるものを除く。) 掛金
百分の五十、地方公共団体の負
担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要す
る費用 掛金百分の五十、地方
公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金
百分の五十、地方公共団体の負
担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金(第
九十条第二項(同条第四項に
おいて準用する場合を含む。))
の規定によりその額が算定され
る障害共済年金及び第百三条第
二項(同条第三項において準用
する場合を含む。))の規定によ
りその額が算定される障害共済
年金で第九十条第一項の規定に
より併合される障害のいづれか
が公務等傷病によるものである

ものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
組織委員会及び国の負担金百分の百

四 (略)

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

ものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百

四 (略)

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

ものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**国**の負担金百分の五十

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

ものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

- 一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
- 二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

<p>2 2 4 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>	<p>5 5 7 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>
<p>2 2 4 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>	<p>5 5 7 (略)</p>	<p>4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>
<p>2 2 4 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>	<p>5 5 7 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>
<p>2 2 4 (略)</p>	<p>4 国は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>	<p>5 5 7 (略)</p>	<p>4 地方公共団体は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。</p>

(改正後)

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第四項による
地共済法第四百二十二条第二項の読替え

(網掛け部分はオリパラ施行令による読替部分)

<p>読替後（オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後）</p>	<p>読替前（オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前）</p>				
<p>(国の職員の取扱い) 第四百二十二条（略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(国の職員の取扱い) 第四百二十二条（略） 2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>				
<table border="1"><tr><td data-bbox="159 136 667 607">第二条第一項第五号</td><td data-bbox="159 607 667 1115">地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</td></tr></table>	第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの	<table border="1"><tr><td data-bbox="159 1115 667 1585">第二条第一項第五号</td><td data-bbox="159 1585 667 2094">一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、これらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</td></tr></table>	第二条第一項第五号	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、これらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの
第二条第一項第五号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの				
第二条第一項第五号	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、これらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの				

<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十三條第二項各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二</p>	<p>第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の</p>
<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>国</p>	<p>第百十三條第一項</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二條の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以</p>

	<p>第百十三 条第二項 第三号</p>	<p>第百十三 条第三項 から第五 項まで</p>	(略)	<p>第百十六 条第一項</p>	
<p>条の規定により都道府県 がその給与を負担する者 にあつては、都道府県。 以下この条において同じ 。)の</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	(略)	<p>地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体</p>	<p>第八十二条第一項</p>
	<p>組織委員会及び国</p>	<p>国</p>	(略)	<p>組織委員会及び国の機関</p>	<p>第八十二条第五項の規定により読み替 えられた同条第一項</p>
	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>		(略)	<p>第百十六 条第一項</p>	
<p>下この条において同じ。)の</p>	<p>地方公共団体</p>		(略)	<p>地方公共団体の機関</p>	<p>規定により地方公共団体</p>
	<p>国</p>		(略)	<p>国の機関</p>	<p>規定により国</p>

(略)	(略)	
(略)	(略)	地方公共団体、特定地方 独立行政法人又は職員団 体（第三項において「地 方公共団体等」という。
(略)	(略)	組織委員会及び国
(略)	(略)	
(略)	(略)	職員団体（第三項におい て「地方公共団体等」と いう。）
(略)	(略)	職員団体

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第四項による地共済法第二条、第百十三条及び第百十六条の読替え

傍線部分は一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分はオリパラ施行令第四条第四項の規定による読替部分

波線部分はオリパラ施行令第四条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>
<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替後</p>	<p>オリパラ施行令第四条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>

るもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

るものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並び

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並び

に介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金

に介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単

給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による

位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む、第四項

国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百二十四条第四項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三（略）

第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百四十四条第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度に

おけるその費用の額と当該事業年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の

2 組合の事業に要する費用で第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金をもつて充てる。

一・二（略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、組織委員会及び国の負担金百分の五十

四（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一・二（略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四（略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

- 一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 三 退職等年金給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

3 組合の事業に要する費用で厚生年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第百十六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **組織委員会及び国の機関**

関は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**

体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **国の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**

は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項

手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**

は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は

年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第二項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により団体、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十六号）第四条第六項による地共済令第四十二条の読替え

（網掛け部分はオリパラ施行令による読替部分）

<p>読 替 後（地共済令）</p>	<p>読 替 前（地共済令）</p>
<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者</p> <p>七の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者</p> <p>八・九 （略）</p>

第十三条関係

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）

読替表

（改正前）

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号） 第三条第四項による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分はラグビー施行令による読替部分）

<p>読替 後（ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第 地方公務員法第二十五条 一項第五 第三項第一号に規定する 号 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給及びこれに相当す るものとして警察共済組合の運営規則 で定めるものとし、その他の職員につ いては、これに準ずる給与で政令で定 めるもの</p>
<p>読替 前（ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前）</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二条第 地方公務員法第二十五条 一項第五 第三項第一号に規定する 号 給料表に掲げる給料で月 額をもつて支給されるも の又はこれに相当する給 与で政令で定めるもの</p> <p>一般職の職員の給与に関する法律（昭 和二十五年法律第九十五号）の適用を 受ける職員については、同法第五条第 一項に規定する俸給とし、その他の職 員については、これに準ずる給与で政 令で定めるもの</p>
<p>第二条第 地方自治法（昭和二十二</p>	<p>第二条第 地方自治法（昭和二十二</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適</p>

<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>号 一項第六 年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 ける職員については、同 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>	<p>号 一項第六 年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 ける職員については、同 条第二項に規定する手当 のうち期末手当、勤勉手 当その他政令で定める手 当とし、その他の職員に ついては、これらの手当 に準ずるもの</p>	<p>号 一項第六 年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。）及び他の法 律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）並びにこれらに相当するものと して警察共済組合の運営規則で定める ものとし、その他の職員については、 これらに準ずる給与</p>	<p>号 一項第六 年法律第六十七号）第二 百四条の規定の適用を受 定に基づく給与のうち期末手当、勤勉 手当その他政令で定める給与（報酬に 該当しない給与に限る。）及び他の法 律の規定に基づく給与のうち政令で定 めるもの（報酬に該当しない給与に限 る。）とし、その他の職員については 、これらに準ずる給与</p>
<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>	<p>第百十三 条第二項 各号列記 以外の部 分</p>
<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>
<p>金</p>	<p>金</p>	<p>金</p>	<p>金</p>
<p>組織委員会及び国</p>	<p>組織委員会及び国</p>	<p>組織委員会及び国</p>	<p>組織委員会及び国</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>	<p>第百十三 地方公共団体</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>国</p>	<p>国</p>	<p>国</p>	<p>国</p>

(略)	(略)	条第二項 第二号及 び第三号	条第二項 第二号及 び第三号	(略)	条第二項 第二号及 び第三号
(略)	(略)	地方公共団 体	地方公共団 体、特定地方 独立行政法人又は職員団 体	(略)	地方公共団 体
(略)	(略)	組織委員会及び国	組織委員会及び国の機関	(略)	国
(略)	(略)	条第一項	条第一項	(略)	条第二項 各号、第 三項及び 第四項
(略)	(略)		地方公共団 体	(略)	
(略)	(略)		国	(略)	

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第二条第四項による地共済法第二条、第一百三条及び第百十六条の読替え

傍線部分は一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分はラグビー施行令第三条第四項の規定による読替部分

波線部分はラグビー施行令第三条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前</p>
<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後（表の下欄）</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前（表の中欄）</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後（表の下欄）</p>	<p>一元化法による改正前地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前（表の中欄）</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給及びこれに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 給料 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法第五条第一項に規定する俸給とし、その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをい</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 給料 地方公務員法第二十五条第三項第一号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で政令で定めるものをいう。</p>

その他の職員については、これに準ずる給与で政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラ

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条

う。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条

グビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金をもつて充てる。

一（略）

一の二（略）

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、組織委員会及び国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一（略）

一の二（略）

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。） 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 公務等による障害共済年金（第九十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金及び第百三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその額が算定される障害共済年金で第九十条第一項の規定により併合される障害のいずれか

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
組織委員会及び国の負担金百分の百

四 (略)

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百

四 (略)

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
国の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**国**の負担金百分の五十

3 **国**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

が公務等傷病によるものであるものを含む。)又は公務等による遺族共済年金に要する費用
地方公共団体の負担金百分の百

四 福祉事業に要する費用 掛金 百分の五十、**地方公共団体**の負担金百分の五十

3 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

- 一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
- 二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **組織委員会及び国の機関**は、それぞれ第百十三条第二項

（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**組織委員会及び国**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項

（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

4 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **国**の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**国**、特定

地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

する額

4 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

5～7 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項

（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項の規定により**地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体**が負担すべき金額（第百十四条の二第一項及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額並びに第百十四条の二第二項の規定により徴収しないこととされた額に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならない。

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)

2
~
4

(略)

(改正後)

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による地共済法第四百二十二条第二項の読替え

（網掛け部分はラグビー施行令による読替部分）

<p>読替後（ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後）</p>	<p>読替前（ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前）</p>
<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（国の職員の取扱い） 第四百二十二条（略）</p> <p>2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第五号</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>

<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二四四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十三條第二項各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二</p>	<p>第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の</p>
<p>第二條第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二四四條の規定の適用を受ける職員については、同條第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十三條第一項</p>	<p>国</p>	<p>第百十三條第二項各号列記以外の部分</p>	<p>地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二</p>	<p>の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以</p>

	<p>第百十三 条第二項 第三号</p>	<p>第百十三 条第三項 から第五 項まで</p>	<p>(略)</p>	<p>第百十六 条第一項</p>	
<p>条の規定により都道府県 がその給与を負担する者 にあつては、都道府県。 以下この条において同じ 。)の</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>(略)</p>	<p>地方公共団体の機関、特 定地方独立行政法人又は 職員団体</p>	<p>第八十二条第一項</p>
	<p>組織委員会及び国</p>	<p>国</p>	<p>(略)</p>	<p>組織委員会及び国の機関</p>	<p>第八十二条第五項の規定により読み替 えられた同条第一項</p>
	<p>第百十三 条第二項 各号、第 三項から 第五項ま で</p>		<p>(略)</p>	<p>第百十六 条第一項</p>	
<p>下この条において同じ。)の</p>	<p>地方公共団体</p>		<p>(略)</p>	<p>地方公共団体の機関</p>	<p>規定により地方公共団体</p>
	<p>国</p>		<p>(略)</p>	<p>国の機関</p>	<p>規定により国</p>

(略)	(略)	
(略)	(略)	地方公共団体、特定地方 独立行政法人又は職員団 体(第三項において「地 方公共団体等」という。
(略)	(略)	組織委員会及び国
(略)	(略)	
(略)	(略)	職員団体(第三項におい て「地方公共団体等」と いう。)
(略)	(略)	職員団体

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第四項による地共済法第二条、第一百三
 条及び第百十六条の読替え

傍線部分は一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

網掛け部分はラグビー施行令第三条第四項の規定による読替部分

波線部分はラグビー施行令第三条第四項の規定により読み替えられた一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替部分

<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前</p>
<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替後</p>	<p>ラグビー施行令第三条第四項の規定による読替前</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替後</p>	<p>一元化法による改正後地共済法第百四十二条第二項の規定による読替前</p>
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を 除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を 除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定め</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 報酬 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員に</p>

るもの並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）
第百十三条 （略）

るものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に

については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

（費用の負担）

第百十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第百五十条第一項に

規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要する費用（退職等年金給

規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、退職等年金給付に要す

付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国^レの負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による国^レの負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による国^レの負担に係るものを除く。以下

る費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体^レの負担に係るものを除く。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）にあつては全ての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。組合の短期給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに短期給付並びに前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による地方公共団体^レの負担に係るものを除く。）を含む、第四項第一号に掲げる費用のうち同項の

この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第一百零四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三 （略）

規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）は、各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第一百零四条第四項及び第一百零四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における次項第一号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業

年度における次項第二号の掛金及び負担金の額とが等しくなるように定める。

三 退職等年金給付に要する費用については、将来にわたるその費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる次項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額として政令で定めるところにより計算した額（第百十六条の三第一項第四号において「地方の積立基準額」という。）と国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額（第百十六条の三第一項第四号において「国の積立基準額」という。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（同法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。第百十六条の三第一項第四号において同じ。）の額との合計額とが、将来にわた

2 組合の事業に要する費用で第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の負担金をもつて充てる。

一・二 （略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、組織委員会及び国の負担金百分の五十

四 （略）

3 組合の事業に要する費用で厚生

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一・二 （略）

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 （略）

3 組合の事業に要する費用で厚生

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生

つて均衡を保つことができるように定める。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。

一 短期給付に要する費用（次号に掲げるものを除く。）掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

二 介護納付金の納付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

三 退職等年金給付に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

四 福祉事業に要する費用掛金百分の五十、地方公共団体の負担金百分の五十

3 組合の事業に要する費用で厚生

年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**国**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **国**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一・二 (略)

年金保険給付に要する費用（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用（次項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）をいい、厚生年金保険給付及びこれに相当するものとして政令で定める年金である給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに第一百六条の二に規定する財政調整拠出金を含む。）に係る組合の事務に要する費用（第五項の規定による**地方公共団体**の負担に係るものを除く。）を含む。）については、厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料をもつて充てる。

4 **地方公共団体**は、政令で定めるところにより、組合の事業に要する費用のうち次の各号に掲げる費用については、当該各号に定める額を負担する。

一 育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用 当該事業

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **組織委員会及び国の機関**

関は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法第八十二条第五項の規

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生

5 **国**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **国の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体**は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生年金保険法

年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額

二 基礎年金拠出金に係る負担に要する費用 当該事業年度における基礎年金拠出金の負担に要する費用の額の二分の一に相当する額

5 **地方公共団体**は、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、政令で定めるところにより算定した額を負担する。

6 (略)

(負担金)

第百十六条 **地方公共団体の機関**

特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに厚生

定により読み替えられた同条第一項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならぬ。

2・3 (略)

年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第二項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならぬ。

2・3 (略)

第八十二条第一項の規定により国、特定地方独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならぬ。

2・3 (略)

年金保険法第八十二条第一項の規定により地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第二項において「地方公共団体等」という。）が負担すべき金額（組合員に係るものに限るものとし、第百十四条の二及び第百十四条の二の二の規定により徴収しないこととされた掛金等に相当する金額を除く。）を、毎月、組合に払い込まなければならぬ。

2・3 (略)

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令（平成二十七年政令第二百五十八号）第三条第六項による地共済令第四十二条の読替え

（網掛け部分はラグビー施行令による読替部分）

読 替 後（地共済令）	読 替 前（地共済令）
<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百四十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者</p> <p>七の二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第四十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員以外の国家公務員で法第四百四十二条第一項の規定により常時勤務に服することを要する国家公務員に含まれるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者</p> <p>八・九 （略）</p>

附則第二項関係

○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）

読替表

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（給付に要する費用等の算定方法）</p> <p>第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における老人保健拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金をいう。次条第一項及び附則第三十条の二において同じ。）、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。</p> <p>256 (略)</p> <p>（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）</p>	<p>（給付に要する費用等の算定方法）</p> <p>第二十八条 組合の短期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する短期給付に要する費用（次項に規定するものを除く。）をいう。）は、毎事業年度、前事業年度における法第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付の種類別の給付額並びに当該事業年度における高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（次条第一項及び附則第三十条の二において「後期高齢者支援金等」という。）の納付額を基礎として、総務大臣の定める方法により算定するものとする。</p> <p>256 (略)</p> <p>（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法）</p>

第二十八条の二 短期給付（老人保健拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2・3（略）

附則

（市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業）

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）

の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率（第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付（法第五十四条に規定する短期給付を除き、老人保健拠出金、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。）及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。）に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度に

第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2・3（略）

附則

（市町村連合会が行う調整交付金の交付の事業）

第三十条の二 法附則第十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）

の規定により市町村連合会が行う同号に規定する調整交付金の交付の事業は、その所要掛金の率（第二十八条の二第一項及び第二項の規定の例により算定した短期給付（法第五十四条に規定する短期給付を除き、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。以下この条において同じ。）及び介護納付金の納付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。）に係る所要掛金の率の平均値以上である構成組合であつて、短期給付及び介護納付金の納付に係る掛金の負担を軽減することが必要なものとして市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める組合（以下この条において「調整組合」という。）に対して行うものとする。この場合において、市町村連合会は、調整組合に対して、当該調整組合の当該事業年度における組合員の標

における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。

標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額を基礎として市町村連合会が定める金額を交付するものとする。